

6

活性化情報誌



中小企業かごしま

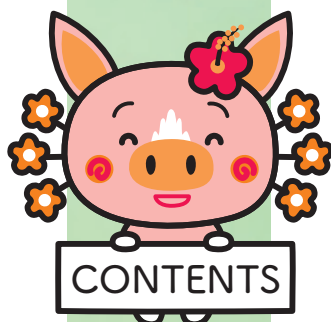
2020 第780号

- 特集1
新型コロナウイルス感染症に関する支援等のご案内と感染防止の具体的な取組みについて
- 特集2
中小企業のための助成・補助制度



目次

特集1 新型コロナウイルス感染症に関する支援等のご案内と 感染防止の具体的な取組みについて……………	1
特集2 中小企業のための助成・補助制度……………	15
中小企業のためのIT導入のすすめ……………	38
組合インタビュー……………	39
●かもだ通り商店街協同組合	
元気を出そう！がんばれ中小企業……………	43
●藤安醸造株式会社	
中央会の動き……………	47
教えてぐりぶー！組合運営……………	53
●第68回 「休眠組合の解散整理」について	
組合運営のスペシャリストを目指そう！……………	54
業界情報……………	55
令和2年4月 情報連絡員報告	
倒産概況……………	58
令和2年5月 鹿児島県内企業倒産概況	
中央会からのお知らせ……………	59



新型コロナウイルス感染症に関する支援等のご案内と 感染防止の具体的な取組みについて

新型コロナウイルスによる中小企業者等への影響を緩和するため、国・県・市町において、さまざまな支援等が打ち出されています。今回、中小企業者が状況に応じて活用できる支援等を的確に把握できるよう整理しましたので、ぜひご活用ください。

協力金・助成金・給付金関連

■ 休業要請等に応じた方

	概要等	金額等	受付期限	問い合わせ先
県	鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策休業等協力金 県の要請に応じて、令和2年4月25日から令和2年5月6日までの計12日間、休業等に協力した方に支給	中小企業 20万円 個人事業主 10万円 ※複数施設を有する事業者には、10万円上乗せ	6/30まで	休業等協力金・事業継続支援金専用ダイヤル 099-286-2580
市町	市町によっては休業要請等に協力した事業者に市独自の給付金を支給している場合があります。詳細は、「特集2」をご参照または各市町へお問い合わせください。			

■ 売上が減少した方

	概要等	金額等	受付期限	問い合わせ先
国	持続化給付金 (※5月号にて案内) 感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える、給付金を支給 [主な要件] ひと月の売上が前年同月比 <u>50%以上減少</u> 等	中小法人等 上限 200万円 個人事業者等 上限 100万円	令和3年1/15まで	持続化給付金事業コールセンター 0120-115-570 持続化給付金申請事前相談専用窓口 0570-015-078

※令和2年5月27日に閣議決定した令和2年度第2次補正予算案において、フリーランスの要件緩和や今年創業した中小企業も対象に加える措置がとられる予定です。

県	鹿児島県事業継続支援金 新型コロナウイルス感染症の影響等を受け、事業収入が大きく減少している県内事業者の事業継続を図るため、事業全般に広く使える支援金を給付 [主な要件] ひと月の事業収入が前年同月比で <u>80%以上減少</u>	90%以上減少した事業者 上限 20万円 80%以上 90%未満減少した事業者 上限 10万円	6/30まで	鹿児島県事業継続支援金専用ダイヤル 099-286-2580
市町	市町によっては新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少し、事業継続に困っている事業を営む中小企業者等に対し、支援金を支給している場合があります。詳細は、「特集2」をご参照または各市町へお問い合わせください。			



【国の持続化給付金は、申請サポート会場が設置されています】

持続化給付金の申請は、ホームページ (<https://www.jizokuka-kyufu.jp/support/>) からの電子申請を基本としておりますが、**電子申請の方法がわからない方、できない方に限定して申請サポート会場にて補助員が電子申請の入力サポートを行っています。**

◀サポートセンターの利用に際しての注意点▶

(1) 事前に来訪予約が必要です。

- 申請サポート会場 受付専用ダイヤル（自動ガイダンス） 0120-835-130
※24時間対応
- 申請サポート会場 電話予約窓口（オペレーター対応） 0570-077-866
※平日、土日祝日ともに9:00～18:00対応

(2) 申請補助シートを持参してください。

申請補助シート【中小法人等のみなさま用-1枚目（全2枚）】 **通常申請（一般的な申請方法）**

※全ての項目をご記入ください

法人番号	代表者氏名	代表者住所	代表者電話番号
代表者氏名(フリガナ)	代表者氏名(フリガナ)	代表者氏名(フリガナ)	代表者氏名(フリガナ)
代表者住所	代表者住所	代表者住所	代表者住所
代表者電話番号	代表者電話番号	代表者電話番号	代表者電話番号
代表者メールアドレス	代表者メールアドレス	代表者メールアドレス	代表者メールアドレス
申請補助シート	申請補助シート	申請補助シート	申請補助シート

申請補助シート【個人事業者等のみなさま用-1枚目（全2枚）】 **通常申請（一般的な申請方法）**

※全ての項目をご記入ください

個人番号	個人氏名	個人住所	個人電話番号
個人氏名(フリガナ)	個人氏名(フリガナ)	個人氏名(フリガナ)	個人氏名(フリガナ)
個人住所	個人住所	個人住所	個人住所
個人電話番号	個人電話番号	個人電話番号	個人電話番号
個人メールアドレス	個人メールアドレス	個人メールアドレス	個人メールアドレス
申請補助シート	申請補助シート	申請補助シート	申請補助シート

申請補助シート【中小法人等のみなさま用-2枚目（全2枚）】 **通常申請（一般的な申請方法）**

※全ての項目をご記入ください

2019年度の年間事業収入(A)	①	円
売上減少の対象月	②	月
対象月の月間事業収入(B)	③	円
売上減少の対象月の前年売上額	④	円

※2019年10月～2020年9月の間を期間とする。

申請補助シート【個人事業者等のみなさま用-2枚目（全2枚）】 **通常申請（一般的な申請方法）**

※全ての項目をご記入ください

2019年度の年間事業収入(A)	①	円
売上減少の対象月	②	月
対象月の月間事業収入(B)	③	円
売上減少の対象月の前年売上額	④	円

※2019年10月～2020年9月の間を期間とする。

(3) 必要書類を準備、持参してください。

申請会場にはコピー機がありません。また、USBメモリなどでデータを受取ることもできませんので、**紙の出力又は紙にコピーしたものを持参ください。**

必要な書類は「中小法人等」と「個人事業者等」で異なります。

また、当日はコロナ対策のため、ボールペン等の筆記用具を持参ください。

(中小法人等の場合)

- ① 確定申告書類
 - 確定申告書別表一の控え（1枚）
 - 法人事業概況説明書の控え（2枚）
 - ※少なくとも、確定申告書別表一の控えには收受日付印が押されていること。
 - ※ e-Tax を通じて申告を行っている場合、これに相当するものを提出する。
- ② 2020年分の対象とする月（対象月）の売上台帳等
 - 対象月の売上台帳等
 - ※給与明細、通帳の写し、レシート、請求書等は認められない。
 - ※対象となる【売上月】を記載する。
 - ※対象となる売上月の【売上額】の【合計】を記載する。
 - ※売上額が0円の場合は、【対象となる売上月】の売上額が【0円】であることを明確に記載する。
- ③ 通帳の写し
 - ※銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・口座名義人が確認できる。

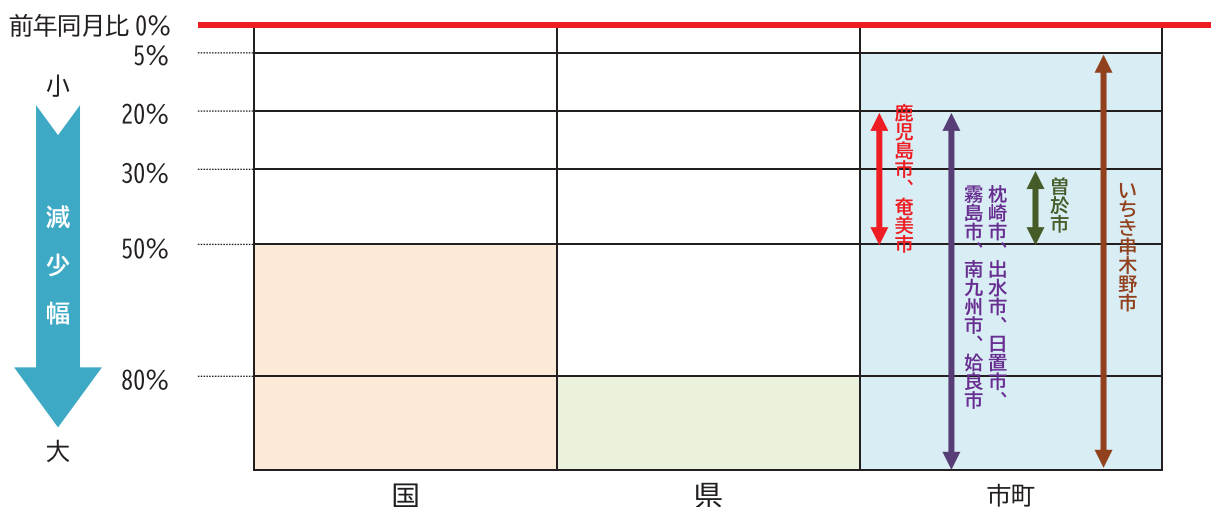
(個人事業者等の場合)

- ① 確定申告書類
 - <青色申告>
 - 2019年分の確定申告書第一表の控え（1枚）
 - 2019年分の所得税青色申告決算書の控え（2枚）
 - <白色申告>
 - 2019年分の確定申告書第一表（1枚）の控え
 - ※收受日付印が押されていること。
- ② 2020年分の対象とする月（対象月）の売上台帳等
- ③ 通帳の写し
 - ※中小法人等の場合と同様
- ④ 本人確認書の写し
 - 運転免許証（両面）…返納している場合は、運転経歴証明書で代替可能
 - 個人番号カード（オモテ面のみ）
 - 写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面のみ）
 - 在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（在留の資格が特別永住者のものに限る。）（両面）
 - ※いずれの場合も申請を行う月において有効なものであり、記載された住所が申請時に登録する住所と同一のものに限る。
 - ※上記を保有していない場合は、「住民票の写し及びパスポート（顔写真の掲載されているページ）の両方」又は「住民票の写し及び各種健康保険証の両方」で代替することができるものとする。

会場では感染拡大を避けるため新型コロナウイルス対策を実施中です。「マスク着用」「原則として申請者お一人様での来場」等に協力ください。



【参考：国・県・市町の売上減少にかかる給付金等受給の“イメージ”】



※各市町によって、対象となる売上減少幅は異なります。
 国・県・市町の給付金等を併用できる場合があります。

■ 飲食店等でデリバリー又はテイクアウトに参入する方

	概要等	金額等	受付期限	問い合わせ先
国	デリバリー・テイクアウト参入支援事業 新たな需要への対応により県内消費の活性化を図るため、デリバリー又はテイクアウトに参入する飲食店等に対する補助 [対象経費] 弁当容器、広告費、配送用自動車等借上料等	上限 10 万円 [2 分の 1 以内] ※所定の要件を満たす場合、 上限 20 万円 [10 分の 10 以内]	8/31まで	鹿児島県商工労働水産部商工政策課商店街活性化推進室 099-286-2939

■ 従業員に休業手当を支払った方

	概要等	金額等	特例期間	問い合わせ先
国	雇用調整助成金 (※5月号にて案内) 経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成	1 人日あたり 上限 8,330 円 [中小企業 3 分の 2 以内] ※新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例があります。	令和2年 4/1~6/30 までの期間	鹿児島労働局職業対策課 099-219-8713 雇用調整助成金コールセンター 0120-60-3999
市町	市町によっては雇用調整助成金の支給決定を受けた事業者に対して、独自で上乘せして補助金を支給している場合や国の雇用調整助成金の申請を社会保険労務士に依頼した場合に要した費用について補助金を支給している場合があります。詳細は、「特集 2」をご参照または各市町へお問い合わせください。			

※令和 2 年 5 月 27 日に閣議決定した令和 2 年度第 2 次補正予算案において、日額上限を 8,330 円から 15,000 円に特例的に引き上げ、緊急対応期間を 9 月まで延長する措置がとられる予定です。

■ 小学校等の臨時休業に伴い、従業員に有休休暇（賃金全額支給）を取得させた方

	概要等	金額等	受付期限	問い合わせ先
国	小学校休業等対応助成金 令和2年2月27日から6月30日までの間に、子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇を除く有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主に対する助成	1人日あたり 上限 8,330 円 （10分の10以内）	9/30まで	学校等休業助成金・ 支援金受付センター 0120-60-3999

※令和2年5月27日に閣議決定した令和2年度第2次補正予算案において、日額上限を8,330円から15,000円に引き上げ、対象となる有給休暇の期限を9/30まで延長、申請期間を12/28まで延長する措置がとられる予定です。

■ 小学校等の臨時休業に伴い、休業した個人の方

	概要等	金額等	受付期限	問い合わせ先
国	小学校休業等対応支援金 令和2年2月27日から6月30日までの間に、子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者に対する支援	1日あたり 定額 4,100 円	9/30まで	学校等休業助成金・ 支援金受付センター 0120-60-3999
県	フリーランス生活安定支援事業 臨時休業などをした小学校等に通う子どもなどの世話が必要となり、契約した仕事を行えないフリーランスの保護者に対し、国の定額支援に県単独で上乗せ助成	1日あたり 1,000 円 （上限15日）	12/28まで	鹿児島県商工労働 水産部商工政策課 団体係 099-286-2935

※令和2年5月27日に閣議決定した令和2年度第2次補正予算案において、小学校休業等対応支援金については、4/1以降の就業できなかった日について支給額を日額7,500円に引き上げ、対象期間を9/30まで延長、申請期間を12/28まで延長する措置がとられる予定です。

■ 宿泊予約者の予約のキャンセル又は先延ばしなど宿泊日変更の調整をした宿泊事業者

	概要等	金額等	受付期限	問い合わせ先
県	宿泊予約延期協力金 GW期間中の県外からの宿泊予約者の予約のキャンセル又は予約の先延ばしなど宿泊日変更の調整に協力した宿泊事業者に対して協力金を支給	1施設あたり 上限 10 万円	6/30まで	鹿児島県 PR・観光 戦略部観光課 099-286-2997



税・社会保険料等の猶予

■ 国税（所得税、法人税、消費税等）

概要等	要件	受付期限	問い合わせ先
<p>特例猶予</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、納期限から1年間、納税の猶予（特例猶予）が認められます。</p> <p>特例猶予が認められると、猶予期間中の延滞税は全額免除され、申請に当たり、担保の提供は不要です。</p>	<p>以下のいずれも満たす方</p> <p>(1) 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等にかかる収入が前年同期と比較して、概ね20%以上減少していること</p> <p>(2) 一時に納付することが困難であること</p>	<p>令和2年6月30日、又は納期限のいずれか遅い日までに、所轄の税務署に申請</p>	<p>熊本国税局 猶予相談センター 0120-948-540</p>

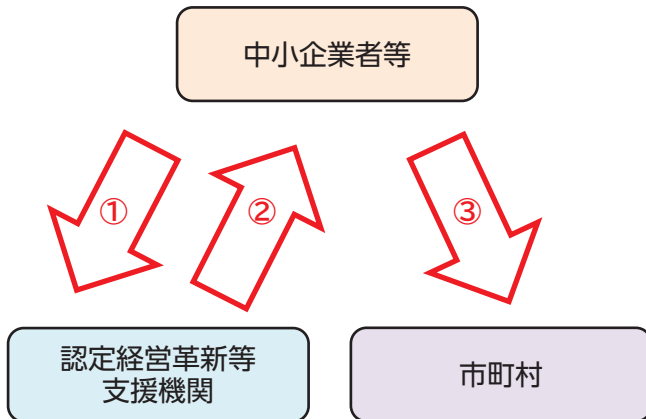
■ 地方税（自動車税種別割、法人県民税・事業税、個人事業税、不動産取得税等）

概要等	要件	受付期限	問い合わせ先
<p>特例猶予</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、納期限から1年間、納税の猶予（特例猶予）が認められます。</p> <p>特例猶予が認められると、猶予期間中の延滞金は全額免除され、申請に当たり、担保の提供は不要です。</p>	<p>以下のいずれも満たす方</p> <p>(1) 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等にかかる収入が前年同期と比較して、概ね20%以上減少していること</p> <p>(2) 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること</p>	<p>令和2年6月30日、又は納期限のいずれか遅い日までに、所轄の地域振興局・支庁に申請</p>	<p>最寄りの地域振興局・支庁の県税担当課</p>

■ 地方税（固定資産税及び都市計画税）

概要等	減税対象	減免率	問い合わせ先
<p>減免措置</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小企業者・小規模事業者の令和3年度の固定資産税・都市計画税の減免を行います。</p>	<p>(1) 事業用家屋及び設備等の償却資産に対する固定資産税</p> <p>(2) 事業用家屋に対する都市計画税</p>	<p>令和2年2月から10月までの任意の連続する3ヶ月間の事業収入の対前年同期比減少率が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・50%以上…全額 ・30%以上50%未満…2分の1 	<p>中小企業固定資産税等の軽減相談窓口 0570-07-7322</p>

【参考：固定資産税及び都市計画税の減免措置申請の流れ（法人の場合）】



① 確認依頼

- ・ 中小事業者等であることの確認
- ・ 事業収入の減少の確認
- ・ 特例対象家屋の居住用、事業用割合の確認

② 確認書発行

③ 減免申請

- ・ 認定経営革新等支援機関等が確認した証明書及び同機関に提出した書類一式

■ 厚生年金保険料等

概要等	要件	受付期限	問い合わせ先
特例猶予 新型コロナウイルス感染症の影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、 納期限から1年間、納税の猶予（特例猶予） が認められます。 特例猶予が認められると、猶予期間中の 延滞金は全額免除 され、申請に当たり、 担保の提供は不要 です。	以下のいずれも満たす方 (1) 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等にかかる収入が前年同期と比較して、概ね20%以上減少していること (2) 一時に納付することが困難であること	指定期限（毎月の納期限からおおよそ25日後）までに、管轄の年金事務所に申請	厚生年金保険料納付猶予相談窓口 0570-666-228

■ 労働保険料等

概要等	要件	受付期限	問い合わせ先
特例猶予 新型コロナウイルス感染症の影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、 納期限から1年間、納税の猶予（特例猶予） が認められます。 特例猶予が認められると、猶予期間中の 延滞金は全額免除 され、申請に当たり、 担保の提供は不要 です。	以下のいずれも満たす方 (1) 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等にかかる収入が前年同期と比較して、概ね20%以上減少していること (2) 一時に納付することが困難であること	納期限までに、所管の都道府県労働局に申請	鹿児島労働局 099-223-8276



令和2年度第2次補正予算案概要（経済産業省関連）

■ 家賃支援給付金

概 要

新型コロナウイルス感染症を契機とした5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃の負担を軽減することを目的として、テナント事業者に対して給付金を支給します。

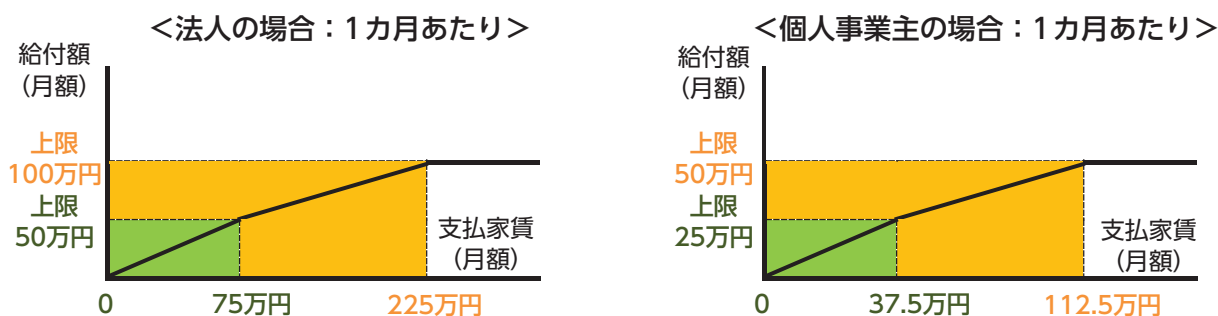
給付対象となる事業者は、中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等とします。

条 件

5月～12月において以下のいずれかに該当する者に、給付金を支給。

- ① いずれか1カ月の売上高が前年同月比で50%以上減少
- ② 連続する3カ月の売上高が前年同期比で30%以上減少

給付額は、申請時の直近の支払家賃（月額）に基づき算出される給付額（月額）の6倍（6カ月分）。給付率・給付上限額は下図の通り。



■ 中小企業生産性革命推進事業による事業再開支援

概 要

中小企業の実産性向上を継続的に支援する「生産性革命推進事業」について、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者向けに、補助率又は補助上限を引き上げた「特別枠」を設けたところです。今般、緊急事態宣言の解除等を踏まえ、中小企業の事業再開を強力に後押しするため、業種別ガイドライン等に基づいて行う取組への支援を拡充します。

拡充内容

補助上限・補助率	通常枠	特別枠（類型 A）	特別枠（類型 B 又は C）
持続化補助金 （販路開拓等）	50万円・2/3	100万円・2/3	100万円・ 2/3 → 3/4
【事業再開枠】 50万円・10/10			
ものづくり補助金 （設備導入）	1,000万円・1/2 （小規模 2/3）	1,000万円・2/3	1,000万円・ 2/3 → 3/4
【事業再開枠】 50万円・10/10			
IT 導入補助金 （IT 導入）	450万円・1/2	450万円・2/3	450万円・ 2/3 → 3/4

※事業再開枠の対象となる感染症防止対策費や特別枠の要件等については、巻末の「中央会からのお知らせ」をご参照ください。

事業活動における感染防止の具体的な取組例

参考：鹿児島県「新しい生活様式の定着に向けた鹿児島県の取組」

施設等	具体的な取組例
小売店	レジ前の間隔の確保（待機列の間隔を空けるための床面サイン等の設置）
	有人レジの間隔を空けた運用、セルフレジの活用
	レジ周りの飛沫感染防止のための透明の間仕切り等の設置
	高齢者や障害者等の客が優先的に買い物ができる時間帯の設定
	人との接触を減らすための電子決済の利用推奨、通販による販売方式の導入
	少人数・マスク着用による来店呼びかけ
	バーゲンセールや物産展などの催事やイベントの自粛
	タイムセールス等の販促イベントの自粛
	複数人が触る商品サンプルにウイルスが付着する可能性があるため、提供を自粛
	器具や試食品にウイルスが付着する可能性があるため、試食販売を自粛
	子ども同士の接触を減らし、感染リスクを低減させるため、キッズスペースを自粛
食事提供施設	個室など密閉した部屋の使用の自粛
	座敷席等における多人数での使用の自粛（家族利用を除く）
	横並びの着席（対面で座ることにより飛沫感染の可能性が高くなるため、対面は避ける）
	座席の間にパーティションの設置
	十分な座席間隔の確保
	客の入れ替え時の適切な消毒や清掃
	大皿やビュッフェスタイルでの提供については、各自が自分の箸で料理を取ることやトング等の共用により、食材への唾液の付着や、共用による感染拡大のリスクがあるため、個人用トング・取り箸を提供
	お酌の際に密接することによる感染や、グラスやお猪口に唾液が付着することによる感染を防ぐため回し飲みはしないよう注意喚起
	長時間の滞在による感染を防止するため、酒類の提供時間の配慮
	店内の他人と共用する物品は、最低限の配置となるよう工夫
	子ども同士の接触を減らし、感染リスクを低減させるため、キッズスペースを自粛
接客時等におけるマスク着用	
従業員や出入り業者に発熱や感冒症状がある場合の迅速かつ適切な対応	
劇場等	マスク着用の要請
	十分な座席間隔（四方を空けた席配置等）の確保
	入退出時（入退出時の行列含む）や集合場所等における人と人との十分な間隔（約 2 m）の確保
	適切な消毒や換気
博物館 美術館 図書館	マスク着用の要請
	十分な座席間隔（四方を空けた席配置等）の確保
	入退出時（入退出時の行列含む）や集合場所等における人と人との十分な間隔（約 2 m）の確保
	適切な消毒や換気
入場制限等により施設内移動における人と人との十分な間隔（約 2 m）の確保	
サービス業や 学習支援業を 営む施設	マスク着用の要請
	十分な座席間隔（四方を空けた席配置等）の確保
	入退出時（入退出時の行列含む）や集合場所等における人と人との十分な間隔（約 2 m）の確保
	適切な消毒や換気
従業員と客との間や客と客との間にパーティションを設置	
遊技場	マスク着用の要請
	十分な座席間隔（約 2 m）の確保
	入退出時（入退出時の行列含む）や集合場所等における人と人との十分な間隔（約 2 m）の確保
	適切な換気
	客の入れ替え時の消毒
客同士が大声で会話しないよう注意喚起（BGM や機械の効果音等を最小限に設定）	



(症状のある方の入場制限)

新型コロナウイルスに関しては、発症していない人からの感染もあると考えられますが、発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼びかけることは、施設内などにおける感染対策としては最も優先すべき対策です。

また、状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限することも考えられます。

なお、業種によっては、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、入場者等の名簿を適正に管理することも考えられます。

(感染対策の例)

- 他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする。
- 複数の人の手が触れる場所を適宜消毒する。
- 手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄消毒するなど特段の対応を図る。
- 人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
- ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
- 手洗いや手指消毒の徹底を図る。
※美容院や理容、マッサージなどで顧客の体に触れる場合は、手洗いをよりこまめにするなどにより接触感染対策を行う。（手袋は医療機関でなければ特に必要はなく、こまめな手洗いを主とする。）

(トイレ) ※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意してください。

- 便器内は、通常の清掃が良い。
- 不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う。
- トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備する。
- ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止する。

(休憩スペース) ※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意してください。

- 一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする。
- 休憩スペースは、常時換気することに努める。
- 共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒する。
- 従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗いをする。

(ゴミの廃棄)

- 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。
- マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う。

(清掃・消毒)

- 市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する。通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、始業後に清拭消毒することが重要である。手が触れることがない床や壁は、通常の清掃が良い。

(その他)

- 高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、サービス提供側においても、より慎重で徹底した対応を検討する。
- 地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討をしておく。感染拡大リスクが残る場合には、対応を強化することが必要となる可能性がある。

業種ごとに対応を検討するに当たっては、これまでにクラスターが発生している施設等においては、格段の留意が必要です。

(施設に応じた感染拡大を予防するための工夫・例)

	屋外		屋内						
	運動施設(屋外)	公園	映画館 公会堂 演芸場等	物品 販売業 (スーパー等)	博物館 美術館 図書館	理美容 ほか対人 サービス業	学校 学習塾	公共交通	飲食店
密接	ロッカー、シャワー等 屋内共用施設使用制限		入場人数の制限・滞在時間の制限			滞在時間の制限	小人数で 滞在時間の制限	乗車人数 制限・時 差通勤	入場人数 の制限・ 滞在時間 の制限
密集	接触ス ポーツの 制限	密の注意 喚起提示	四方を空 けた席配 置	レジ等で 間隔を空 ける(床 に印をつ ける等)	四方を空 けた席配 置・展示 配置の工 夫	四方を空 けた席配 置	四方を空 けた席配 置	座席間隔 に留意	座席間隔 に留意・真 正面は避 ける
密閉	—		頻繁な換気(窓開け、扇風機)						テラス席 2方向換気
衛生対策・ その他	マスク着用								
	—		対面する場でのビニールカーテン等設置・対面機会を避ける						
	スポーツ 後の飲み 会等は控 える	—	入場時手指衛生				こまめな 手洗い	—	入場時手 指衛生
	共用物品・設備の消毒(ディスポの利用も)、キャッシュレス								
	—		(滞在時間が長い場合)入場時体調チェック					—	
従業員の衛生対策・3密対策、休憩や食事の分散									

事業者の皆様におかれましては、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づき、積極的な感染防止の取組が求められています。

なお、イベントについては、屋内イベントは「収容定員の半分以下の参加人数とすること」、屋外イベントは「人と人との距離を十分に確保できること(できるだけ2m)」を前提に実施するよう示されています。(ただし、その場合でも、リスクへの対応が整わない場合は、中止又は延期してください。)

また、職場においては、在宅勤務(テレワーク)、時差出勤、自転車通勤など、人との接触を低減する取組を推進するなど、『三つの密』を避ける行動を徹底するとともに、感染防止のための取組(手洗いや手指消毒、咳エチケット、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議活用等)が求められています。

～働き方の新しいスタイル～

- テレワークやローテーション勤務
- 時差通勤でゆったりと
- オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン
- 名刺交換はオンライン
- 対面での打合せは換気とマスク





テレワークの活用

参考：厚生労働省「テレワークにおける適切な労務管理のためのガイドライン」

■ テレワークの形態、メリット・デメリット

(テレワークの形態)

在宅勤務	サテライトオフィス勤務	モバイル勤務
労働者の自宅業務を行うもの	労働者の属するメインのオフィス以外に設けられたオフィスを利用するもの	ノートパソコンや携帯電話等を活用して臨機応変に選択した場所で業務を行うもの

(メリット・デメリット)

	メリット	デメリット
労働者	<ul style="list-style-type: none"> ・通勤時間の短縮、通勤に伴う精神的・身体的負担の軽減 ・業務効率化、時間外労働の削減 ・育児や介護と仕事の両立の一助となる ・仕事と生活の調和を図ることが可能 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・仕事と仕事以外の切り分けが難しい ・長時間労働になりやすい ・仕事の評価が難しい ・上司等とのコミュニケーションが難しい ・書類や資料が分散する 等
使用者	<ul style="list-style-type: none"> ・業務効率化による生産性の向上 ・育児、介護等を理由とした労働者の離職の防止 ・遠隔地の優秀な人材の確保 ・オフィスコストの削減 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・労働時間の管理が難しい ・進捗状況などの管理が難しい ・情報セキュリティ確保 ・コミュニケーションに問題あり ・機器のコスト

■ テレワーク導入のポイント



労働基準法上の労働者については、テレワークを行う場合においても、労働基準関係法令が適用されます。

使用者は、労働契約を締結する際、労働者に対し、賃金や労働時間のほかに、就業の場所に関する事項等を明示しなければなりません。

したがって、労働者に対し就労の開始時にテレワークを行わせることとする場合には、就業の場所としてテレワークを行う場所を明示しなければなりません。

労働者がテレワークを行うことを予定している場合

自宅やサテライトオフィス等、テレワークを行うことが可能である就業場所を明示することが望ましいです。

労働者が専らモバイル勤務をする場合等、業務内容や労働者の都合に合わせて働く場所を柔軟に運用する場合

就業の場所についての許可基準を示した上で、「使用者が許可する場所」といった形で明示することも可能です。

※テレワークの実施とあわせて、始業及び就業の時刻の変更等を行うことを可能とする場合は、就業規則に記載するとともに、その旨を明示しなければなりません。



通常の労働時間制度に基づきテレワークを行う場合についても、適切に労働時間管理を行わなければなりません。

「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」においては、労働時間を記録する原則的な方法として、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録によること等が挙げられています。また、やむを得ず自己申告制によって労働時間の把握を行う場合においても、同ガイドラインを踏まえた措置を講ずる必要があります。

中抜け時間について、使用者が業務の支持をしないこととし、労働者が労働から離れ、自由に利用することが保障されている場合

- その開始と終了の時間を報告させる等により、**休憩時間**として扱い、労働者のニーズに応じ、始業時刻を繰り上げる、又は繰り下げることが可能



- 休憩時間ではなく**時間単位の年次有給休暇**として取り扱うことが可能



労働者が使用者と離れた場所で勤務するため、使用者の管理の程度が弱くなるおそれがあること等から、長時間労働を招く恐れがあり、単に労働時間を管理するだけでなく、長時間労働による健康障害防止を図ることが求められています。

テレワークにおける長時間労働等を防ぐ手法としては、以下のような手法が考えられます。

(1) メール送付の抑制

テレワークにおいて長時間労働が生じる要因として、時間外、休日又は深夜に業務に係る指示や報告がメール送付されることが挙げられます。

そのため、役職者等から時間外、休日又は深夜におけるメールを送付することの自粛を命ずること等が有効です。

(2) システムへのアクセス制限

テレワークを行う際に、企業等の社内システムに外部のパソコン等からアクセスする形態をとる場合が多いですが、深夜・休日はアクセスできないように設定することで長時間労働を防ぐことが有効です。

(3) テレワークを行う際の時間外・休日・深夜労働の原則禁止等

業務の効率化やワークライフバランスの実現の観点からテレワークの制度を導入する場合、その趣旨を踏まえ、時間外・休日・深夜労働を原則禁止とすることも有効です。この場合、テレワークを行う労働者に、テレワークの趣旨を十分理解させるとともに、テレワークを行う労働者に対する時間外・休日・深夜労働の原則禁止や使用者等による許可制とすること等を、就業規則等に明記しておくことや、時間外・休日労働に関する36協定の締結の仕方を工夫することが有効です。

(4) 長時間労働等を行う労働者への注意喚起

テレワークにより長時間労働が生じる恐れのある労働者や、休日・深夜労働が生じた労働者に対して、注意喚起を行うことが有効です。

具体的には、管理者が労働時間の記録を踏まえて行う方法や、労働管理のシステムを活用して対象者に自動で警告を表示するような方法があります。



労働契約に基づいて事業主の支配下にあることによって生じたテレワークにおける災害は、業務上の災害として労災保険給付の対象となります。

テレワークを行う労働者については、事業場における勤務と同様、労働基準法に基づき、使用者が労働災害に対する補償責任を負います。ただし、私的行為等業務以外が原因であるものについては、業務上の災害とは認められません。

また、サテライトオフィス勤務やモバイル勤務では、通勤災害が認められる場合も考えられます。

自宅で所定労働時間にパソコン業務を行っていたが、トイレに行くため作業場所を離席した後、作業場所に戻り椅子に座ろうとして転倒した事案

これは、業務行為に付随する行為に起因して災害が発生しており、私的行為によるものと認められないため、業務災害と認められる。



テレワークを行うことによって生じる費用については、あらかじめ労使で十分に話し合い、就業規則等において定めておくことが望ましいです。

【テレワークを行うことによって生じる費用の例】

- テレワークに要する通信費
- 情報通信機器等の費用負担
- サテライトオフィスの利用する費用
- 専らテレワークを行い事業場への出勤を要しないとされている労働者が事業場へ出勤する際の交通費 など

【あらかじめ労使で十分に話し合い、就業規則等において定めておくことが望ましい事項】

- 労使のどちらが負担するか
- 使用者が負担する場合における限度額
- 労働者が請求する場合の請求方法 など

■ テレワークを導入したいときに活用できる補助金等

概要等	金額等	受付期限	問い合わせ先
IT 導入補助金 中小企業等の生産性を改善することを目的として、IT ツール導入を支援	最大 450 万円 [最大 4 分の 3] <small>※通常枠・特別枠の別、類型によって異なります。</small>	通常枠 5 次締切 特別枠 4 次締切 7/10 まで (予定)	サービス等生産性向上 IT 導入支援事業コールセンター 0570-666-424
働き方改革推進支援助成金 (テレワークコース) 労働時間等の設定の改善及び仕事と生活の調和の推進のため、在宅またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワークに取り組む中小企業事業主を支援	【成果目標達成の場合】 1 企業あたり上限 300 万円 1 人あたりの上限 40 万円 [4 分の 3] 【成果目標未達成の場合】 1 企業あたり上限 200 万円 1 人あたりの上限 20 万円 [2 分の 1]	交付申請 12/1 まで	テレワーク相談センター 0120-91-6479
中小企業経営強化税制の拡充 テレワーク等のための設備投資に係る新たな類型が追加 経済産業大臣の認定を受けた経営力向上計画に基づき取得等をした場合、 設備の即時償却又は設備投資額の 7% (資本金が 3,000 万円以下の法人は 10%) の税額控除			

中小企業のための 助成・補助制度

鹿児島県内の各市町の主な助成・補助制度をご紹介します。詳細な情報やご相談については、各市役所・町役場にお問い合わせください。優遇措置などについては、適用要件に詳細な条件が設定されている場合があります。

本年度は、新型コロナウイルス対策として各市町独自の支援も各種講じられています。

※新型コロナウイルス関連の助成金等は **コロナ関連** を目印にご確認ください。

自治体名	ページ	自治体名	ページ	自治体名	ページ
鹿児島市	15~19	垂水市	26	志布志市	31~32
鹿屋市	20	薩摩川内市	26~27	奄美市	32~34
枕崎市	21~22	日置市	27~28	南九州市	34
阿久根市	22	曾於市	28~29	伊佐市	35
出水市	23	霧島市	29~30	始良市	35~36
指宿市	24~25	いちき串木野市	30	さつま町	36~37
西之表市	25~26	南さつま市	31	肝付町	37

上記以外の町村に関しては、役場の中小企業支援担当者にお問い合わせください。
 鹿児島県に関する助成・補助事業等については、下記ホームページでご参照下さい。
 商工業関係 <http://www.pref.kagoshima.jp/sangyo-rodo/syoko/index.html>
 企業立地関係 <http://www.pref.kagoshima.jp/sangyo-rodo/kigyoseido/index.html>

鹿児島市

【鹿児島市産業局産業振興部産業政策課企画調整係担当分】

輸出チャレンジ支援事業補助金		鹿児島市
補助対象事業	国、県、その他国内の公的機関・団体、金融機関又は開催国の公的機関の主催、共催又は後援により、海外で開催される展示会や商談会などへ出展又は参加する事業	
対象者	鹿児島市内に主たる事業所を有する中小企業者等（個人事業主を含む）	
対象経費	出展料、渡航費、宿泊費、広告宣伝活動費、通訳費及び翻訳費、出展製品等の輸送費、その他市長が必要と認める経費	
補助率及び補助上限額等	補助率：補助対象経費の2分の1以内 補助上限額：1~3年度目 20万円、4・5年度目 10万円	

海外販路拡大ステップアップ支援事業補助金		鹿児島市
補助対象事業	(1) 翻訳を伴う海外向け商品パッケージ及び販促品の作成 (2) 外国語版ホームページの作成及びリニューアル	
対象者	鹿児島市内に主たる事業所を有する中小企業者等で、物品の販売を行うもの（個人事業主を含む）	
対象経費	翻訳料、デザイン制作費、印刷費、外国語版ホームページ作成及びリニューアルに係る経費、サーバー契約初期経費、独自ドメイン取得経費、その他市長が必要と認める経費	
補助率及び補助上限額等	補助率：補助対象経費の2分の1以内 補助上限額： (1) 翻訳を伴う海外向け商品パッケージ及び販促品の作成 5万円 (2) 外国語版ホームページの作成及びリニューアル 10万円	

【お問合せ】 鹿児島市産業局産業振興部産業政策課 企画調整係 TEL：099-216-1318



【鹿児島市産業局産業振興部産業創出課担当分】

フードビジネス推進事業補助金		鹿児島市
補助対象事業	かごしまの豊かな農林水産資源や食品加工技術等を生かした付加価値の高い新商品開発に係る経費を補助	
対象者	本市に本社若しくは主たる事務所等を有する中小企業者及び農林漁業者等	
補助率及び補助上限額等	補助率：補助対象経費の3分の2以内 補助上限額：50万円	
申請時期	4月10日～5月29日 ※令和2年度については終了	

クリエイティブ人材誘致事業補助金		鹿児島市
補助対象事業	首都圏等に集中しているクリエイティブ人材が鹿児島市へ移住した場合に、移住に要する経費に対して補助	
対象者	クリエイター、プロデューサー又はディレクターとし、次の①～③のいずれかに該当するもの ① 移住後に本市に主たる事業所を設ける個人事業者又は移住後に本市に主たる事業所を設ける法人の代表者で、いずれも常時使用する従業員の数が2名以下（情報通信業の場合は、5名以下） ② 本市に事業所のある個人事業者又は本市に事業所のある法人に、クリエイター又はプロデューサー若しくはディレクターとして就職する者 ③ クリエイター又はプロデューサー若しくはディレクターとして首都圏等の企業に勤務する者で、本市においてテレワークを行う者	
対象経費	(1) 移住に係る交通費用 (2) 事業所改修費用及び設備投資費用	
補助率及び補助上限額等	補助率：補助対象経費の3分の2以内 補助上限額：(1) 移住交通費補助 最大10万円 (2) 事業所改修費用及び設備投資費用 最大15万円 ※(1)(2)併給不可 ※対象者②③については、(1)のみ対象	
申請時期	4月1日～3月5日 ※令和2年度	

新産業創出支援事業補助金		鹿児島市
補助対象事業	(1) 新製品・サービス創出事業 健康寿命の延伸や地域包括ケアシステムの構築に資する新たなヘルスケアサービスや製品を創出する取組、既存の事業分野と新たな技術や異なる事業分野とのかけ合わせにより、「食・ヘルスケア・環境」分野での新たなサービスや製品を創出する取組に要する経費を補助 (2) ヘルスケアサービス実証事業 抗加齢（アンチエイジング）や健康増進に関心のある層をターゲットとしたツアーや、滞在型の体験プログラム、現役世代（主に20歳から60歳まで）に対する生活習慣病等の予防サービス、高齢化に対する運動、生活支援、見守り等の公的保険外サービスを事業化するために実施する調査事業に要する経費を補助	
対象者	鹿児島市内に本社若しくは主たる事務所を有する法人又は本市に住所を有する個人であって、「ヘルスケア産業部会」又は「新事業展開部会」の会員であること。 ※会員は随時募集中	
補助率及び補助上限額等	補助率：補助対象経費の2分の1又は3分の2* 補助上限額：(1)250万円（2か年度の合計：1年目150万円、2年目100万円）(2)40万円 ※大学や公設試験研究機関等との産学連携や、他の会員と連携した取組の場合は、3分の2	
申請時期	4月10日～6月5日 ※令和2年度については終了	

企業立地促進補助金		鹿児島市
補助対象事業	製造業、コールセンター・事務処理センター、本社機能、情報通信業関連、デザイン・コンテンツ制作業、研究開発施設の鹿児島市への企業立地に対する補助 ※業種によって補助内容が異なります 例) 製造業の場合 新規雇用者数、設備投資額、固定資産税・都市計画税・事業所税の納税額、水源確保のための設備投資、研修費、企業内託児所運営費等に応じて補助	
対象者	工場・オフィス等の新設、増設にあたって、着工等の前に市と立地協定を締結し、新規雇用者などの交付要件を満たした企業。 ※新規雇用者の人数要件は、かごしま連携中枢都市圏構成市の市民（人数要件の半数以上は鹿児島市民）であることなど、その他要件あり	
補助率及び補助上限額等	補助率：補助対象経費の2%～50%等 補助上限額：最大7億4,000万円	

【お問合せ】 鹿児島市産業局産業振興部産業創出課 TEL：099-216-1319

【鹿児島市産業局産業振興部産業支援課商業サービス業係担当分】

コロナ関連 鹿児島市事業継続支援金		鹿児島市
概要	新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少し、事業継続に困っている鹿児島市内で事業を営む中小企業者等の支援として、事業の継続を下支えし、事業全般に使える支援金を給付	
対象者及び対象業種	新型コロナウイルス感染症の影響により、不特定多数の者が来店・利用を控えることで売上が減少している鹿児島市内で事業を営む中小企業者等（申請時点で国の持続化給付金の対象となっている事業者対象外） 【対象となる業種】 小売業、宿泊業、飲食サービス業、娯楽業、生活関連サービス業、教育・学習支援業、医療・福祉、道路旅客運送業、自動車賃貸業など	
申請要件	次の(1)～(4)の全てに該当していること (1) 令和元年12月以前から鹿児島市内で事業を営み、今後も、事業を継続する意思があること (2) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、売上が減少していること (3) 令和2年3月から5月までの任意の1か月の売上が前年同月に比して20%以上50%未満減少していること（ただし、令和2年3月から5月のいずれの月も売上減少率が50%未満であること。） (4) 申請者等は暴力団等に関与していないこと	
給付額及び上限額等	給付額：令和2年3月から5月までのうち、前年同月比で20%以上50%未満減少している1か月の売上減少額が最大となる月の減少額の3か月分の額 上限額：30万円	
申請期限	令和2年6月30日まで（当日消印有効）	
申請方法	原則郵送	

元気の出る中小企業支援事業（講師派遣制度）		鹿児島市
対象事業	共同事業に係る研究会や個店の経営に必要な知識・情報を習得するための研修会などを自主的に実施する団体に、鹿児島市が専門の講師（アドバイザー）を派遣	
対象者	(1) 事業協同組合、商店街振興組合、生活衛生同業組合等の法人組織 (2) 法人でない任意の商店街・通り会 (3) 産業振興や街づくりなどの目的を持って、自主的に活動をしており、会則及び会員名簿を備えているグループ	
補助内容	講師謝金：予算の範囲内（予算額を超える謝金の講師派遣を希望する場合、その超過分は実施団体で負担） 講師旅費：市で負担	

頑張る商店街支援事業		鹿児島市
対象事業	商店街などが、商店街の活性化を図るために実施する事業に助成 (1) 総合支援型 商店街づくりを総合的に進めるために、複数の事業を組み合わせて実施する場合 (2) 個別支援型 フラッグ作成やイベント開催など、単独の事業として実施する場合	
対象者	事務経費、宣伝・啓発に必要な経費、イベントの実施に直接必要な経費、委託料・備品購入費等事業の実施に直接必要な経費、空き店舗の借上げ・整備にかかる経費	
補助率及び補助上限額等	補助率：補助対象経費の2分の1以内 補助上限額：(1) 総合支援型 最大400万円 (2) 個別支援型 最大50万円	

組織化助成		鹿児島市
対象事業	中小企業者が事業共同化を目的として、法人である事業協同組合等を組織した場合に助成	
対象者	鹿児島市内に主たる事務所を有する中小企業者が3分の2以上を占め、かつ、鹿児島市内において事業を行うもの等	
補助内容	補助額：5万円＋2千円×組員数 補助限度額：10万円以内	

【お問合せ】 鹿児島市産業局産業振興部産業支援課 商業サービス業係 TEL：099-216-1322



【鹿児島市産業局産業振興部産業支援課ものづくり係担当分】

製造業アドバイザー派遣事業		鹿児島市
事業内容	製造業者及び製造業グループを対象に、経営の改善や技術の高度化、新商品の開発やデザイン考案、ホームページの立ち上げ・ネット販売、販路開拓やISOの取得などについて指導・助言を行う製造業アドバイザーを派遣	
条件	アドバイザー派遣は無料（1企業につき年3回まで1回の指導時間は3時間以内）	

■「メイドインかごしま」支援事業

経営力強化事業		鹿児島市
事業内容	製造業者及び製造業グループが行う企業や大学等との連携による新製品開発、知的財産権等取得、人材育成、事業革新等の計画に対する支援	
対象経費	契約又は協定等に基づき負担する経費、弁理士費用、研修会等開催経費、専門の指導者謝金等	
補助率及び補助上限額	補助率：補助対象経費の2分の1以内 補助上限額：1件あたり20万円	

新製品等支援事業		鹿児島市
事業内容	製造業者及び製造業グループが行う新製品・新技術の開発、既存製品・技術の改良といった新製品等開発や商品化後3年以内の新商品の販路開拓に対する支援	
対象経費	試験及び検査等に要する経費、試作品等の製作に要する経費、見本市等出展経費、広告宣伝費等	
補助率及び補助上限額	補助率：補助対象経費の2分の1以内 補助上限額：【新製品等開発】1件あたり20万円 【新商品販路開拓】1商品あたり30万円	

販路拡大推進事業（商談会等出展及び開催支援）		鹿児島市
補助対象事業	製造業者及び製造業グループが行う県外で開催される商談会、見本市、展示会、物産展等への出展や開催に対する支援	
対象経費	出展料、小間等装飾費、会場借上げ料、会場装飾費、旅費、運搬料	
補助率及び補助上限額等	補助率：個別企業1件当たり10万円、グループ等1件当たり50万円 補助上限額：補助対象経費の金額の2分の1以内	

【お問合せ】 鹿児島市産業局産業振興部産業支援課 ものづくり係 TEL：099-216-1323

【鹿児島市産業局産業振興部雇用推進課担当分】

トライアル雇用支援金		鹿児島市
概要	国のトライアル雇用助成金の支給決定を受けた事業主に対し、上乗せで支援金を支給	
対象者	市内に住所を有する対象労働者をトライアル雇用として雇い入れ、国の「トライアル雇用助成金」の支給決定を受け、申請日において引き続き対象労働者を雇用している事業主（市内に事業所を有すること）	
補助額	対象労働者1人につき、国のトライアル雇用助成金の2分の1の額	
申請期限	国のトライアル雇用助成金の支給決定日の翌日から起算して6か月以内	

就職困難者等雇用奨励金		鹿児島市
概要	国の特定求職者雇用開発助成金の支給決定を受けた事業主に対し、上乗せで奨励金を支給	
対象者	市内に在住する障害者、高齢者、母子家庭の母等、生活保護受給者等その他就職が特に困難な者を公共職業安定所等の紹介により、継続雇用労働者として雇用した中小企業の事業主（市内に事業所を有すること）	
補助金額	(1) 重度障害者等及び精神障害者を雇用 1人月額6,000円 (2) 重度以外の身体・知的障害者等を雇用 1人月額3,000円 (3) 十分なキャリア形成がなされず、正規雇用に就くことが困難な者等 1人月額3,000円 (4) 三年以内既卒者を雇用 1回36,000円 (5) 障害者を初めて雇用し、当該雇入れにより法定雇用率を達成 1回36,000円 など	
申請期限	国の特定求職者雇用開発助成金の支給決定日の翌日から起算して12か月以内	

ものづくり職人育成支援金		鹿児島市
概要	職業訓練センターで実施される職業訓練に要する経費の一部を助成	
対象者	雇用する従業員に、鹿児島市職業訓練センターで実施される職業訓練を受講させ、その職業訓練に係る経費を負担する事業主（市内に事業所を有すること）	
補助率	鹿児島高等技術専門校の入学金及び授業料の2分の1	
対象期間	従業員が鹿児島高等技術専門校に入校する日から卒業する日までの期間	

中小企業退職金共済掛金補助金		鹿児島市
概要	新たに中小企業退職金共済制度等に参加した市内に事業所を有する事業主に対し、共済掛金の一部を助成	
対象者	「中小企業退職金共済制度」、「鹿児島商工会議所特定退職金共済制度」、「鹿児島県中小企業団体中央会特定退職金共済制度」に新たに加入し、12か月分の掛金を納付している中小企業の事業主（市内に事業所を有すること）	
補助率及び補助上限額	被共済者1人につき、掛金の額（掛金の額が5,000円を超えるときは5,000円）の12か月分に相当する額に100分の20を乗じて得た額	
申請期限	共済掛金の最後の月分を納付した月の翌月から起算して12か月以内	

【お問合せ】 鹿児島市産業局産業振興部雇用推進課 TEL:099-216-1325

【鹿児島市環境局環境部再生可能エネルギー推進課担当分】

次世代自動車等普及促進事業補助金		鹿児島市										
事業内容	燃料電池自動車、電気自動車、クリーンディーゼルトラック・バスなどの購入（又はリース）に対して補助											
対象者	補助金交付申請日及び交付日に鹿児島市内に事業所又は営業所を有し、使用の本拠を鹿児島市内に置く次世代自動車等を自ら使用する目的で購入又はリースをする事業者 ※その他要件あり											
対象車両	燃料電池自動車、電気自動車、クリーンディーゼルトラック、クリーンディーゼルバスなど											
補助率及び補助上限額等	<table border="0"> <tr> <td>燃料電池自動車</td> <td>1台30万円（1事業者につき2台/年度まで）</td> </tr> <tr> <td>電気自動車</td> <td>1台10万円（1事業者につき2台/年度まで）</td> </tr> <tr> <td>V2H 充電設備（電気自動車と同時導入の場合に限る）</td> <td>1台5万円（1事業者につき1台/年度まで）</td> </tr> <tr> <td>天然ガスバス・トラック、ハイブリッドトラック・バス</td> <td>1台10万円（1事業者につき4台/年度まで）</td> </tr> <tr> <td>クリーンディーゼルトラック・バス</td> <td>1台5万円（1事業者につき4台/年度まで）</td> </tr> </table> ※事前申請が必要です。詳しくは鹿児島市ホームページをご確認ください。		燃料電池自動車	1台30万円（1事業者につき2台/年度まで）	電気自動車	1台10万円（1事業者につき2台/年度まで）	V2H 充電設備（電気自動車と同時導入の場合に限る）	1台5万円（1事業者につき1台/年度まで）	天然ガスバス・トラック、ハイブリッドトラック・バス	1台10万円（1事業者につき4台/年度まで）	クリーンディーゼルトラック・バス	1台5万円（1事業者につき4台/年度まで）
燃料電池自動車	1台30万円（1事業者につき2台/年度まで）											
電気自動車	1台10万円（1事業者につき2台/年度まで）											
V2H 充電設備（電気自動車と同時導入の場合に限る）	1台5万円（1事業者につき1台/年度まで）											
天然ガスバス・トラック、ハイブリッドトラック・バス	1台10万円（1事業者につき4台/年度まで）											
クリーンディーゼルトラック・バス	1台5万円（1事業者につき4台/年度まで）											

太陽光 de ゼロカーボン促進事業補助金		鹿児島市				
事業内容	太陽光発電システムの設置（全量売電でないこと）に対して補助					
対象者	太陽光発電システムを自らが所有する建物に自らが使用する目的で設置する鹿児島市内の事業者 ※その他要件あり					
補助対象	太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナ、付属品（接続箱等）、工事費					
補助金額及び補助上限額等	<table border="0"> <tr> <td>補助金額：環境管理事業所でない事業所</td> <td>20千円/kW（上限400千円）</td> </tr> <tr> <td>環境管理事業所</td> <td>40千円/kW（上限800千円）</td> </tr> </table> ※事前申請が必要です。詳しくは鹿児島市ホームページをご確認ください。		補助金額：環境管理事業所でない事業所	20千円/kW（上限400千円）	環境管理事業所	40千円/kW（上限800千円）
補助金額：環境管理事業所でない事業所	20千円/kW（上限400千円）					
環境管理事業所	40千円/kW（上限800千円）					

【お問合せ】 鹿児島市環境局環境部再生可能エネルギー推進課 TEL:099-216-1479



鹿屋市

コロナ関連 鹿児島県の休業要請等に協力した事業者に市独自の給付金 鹿屋市

概要	県からの休業要請等に協力し、休業または営業時間を短縮した鹿屋市内事業者（「鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策休業等協力金」受給者）に、鹿屋市独自の給付金を支給
対象者	県の休業要請に応じ、4月25日から5月6日まで休業や営業時間の短縮を行った施設を運営する中小企業及び個人事業主
給付額	中小企業 10万円、個人事業主 5万円 ※鹿屋市に複数店舗を有する事業者には5万円を上乗せ
申請期限	県の休業等協力金の支給後～令和2年7月31日まで

コロナ関連 がんばる事業者応援補助金 鹿屋市

補助対象事業	次のいずれかに該当する事業 (1) 新型コロナ対策に事業者等が共同で取り組み、周知啓発に資するための事業 (2) 新型コロナ対策により外出自粛を余儀なくされる市民の新たな消費喚起を促す事業 (3) その他市長が認めた事業
対象者	商店街・通り会等の商工関係団体、鹿屋市内に主たる事業所を有する3以上の事業者又は個人で構成する任意の団体、その他市長が認める団体
対象経費	補助対象事業を実施するために直接必要と認められる経費 例) 講師等への報酬、チラシなどの印刷製本費、看板作成委託料、機器類のリース料等
補助率及び補助上限額等	補助率：補助対象経費の5分の4以内 補助上限額：100万円
申請期限	令和2年9月30日まで

鹿屋市小規模事業者販売力向上補助金 鹿屋市

対象者	以下を全て満たす小規模事業者 (1) 国の小規模事業者持続化補助金に申請し、不採択となっている者 (2) 鹿屋市内に主たる事業所を有する者 (3) 市税を滞納していない者
対象経費	鹿屋商工会議所又はかのや市商工会と連携して取組む販路開拓等に係る経費
補助率及び補助上限額等	補助率：補助対象経費の2分の1 補助上限額：30万円

【お問合せ】 鹿屋市商工振興課 TEL:0994-31-1164

売れる商品づくり応援事業 鹿屋市

対象者	鹿屋市内で生産される農林水産物を活用した商品の開発等に取り組む個人又は団体
対象経費	鹿屋市内で生産される農林水産物を活用した商品の開発及び品質向上並びに技術開発に要する経費
補助率及び補助上限額等	補助率：補助対象経費の2分の1 補助上限額：30万円 ※かのや紅はるか、かのやカンパチ、茶等を活用する場合は50万円以内

かのや逸品ビジネスマッチング支援事業 鹿屋市

対象者	地域資源等を活用した商品の販路開拓に取り組む個人又は団体
対象経費	地域資源等を活用した商品の販路開拓に必要な展示会、商談会等への参加に要する経費
補助率及び補助上限額等	補助率：補助対象経費の2分の1 補助上限額：国内8万円（年2回まで）、国外20万円（年1回）

【お問合せ】 鹿屋市産業振興課 TEL:0994-31-1180

枕崎市

コロナ関連 枕崎市中心小企業等事業継続支援事業補助金 枕崎市

概要	新型コロナウイルスの感染拡大により、売上高が減少している中小企業等を支援するため、事業継続に必要な店舗や事務所、倉庫、駐車場等の賃借料の一部を補助
対象者	次のいずれにも該当する中小企業者等 (1) 枕崎市内に住所または事業所を有している中小企業者等 (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に掲げる「性風俗関連特殊営業」を行わないもの (3) 令和 2 年 2 月から 9 月までのいずれか 1 か月における売上高が、前年同月の売上高より 20% 以上減少していること。 (4) 市税の滞納がないこと。
補助額	1 事業者あたり上限 15 万円（3 か月×上限 5 万円 / 月） ※事業の用に供している建物及び駐車場の賃貸借契約に基づく賃借料の 3 か月分（消費税除）
申請期限	令和 2 年 10 月 30 日まで

コロナ関連 枕崎市雇用維持等支援事業補助金 枕崎市

概要	新型コロナウイルスの感染拡大により事業活動の縮小を余儀なくされ、従業員を休業させた場合の休業手当に係る国の雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金を含む）の支給決定を受けた枕崎市内事業者に対して、枕崎市独自で上乗せして補助
対象者	枕崎市内に住所または事業所を有している事業主で、国の雇用調整助成金の特例措置における緊急対応期間（令和 2 年 4 月 1 日～）において、休業を実施したことにより雇用調整助成金の支給を受けた方
補助額	1 事業者あたり上限 40 万円（上限額に達するまで複数回の申請可） 【国の補助率区分 4/5 の場合（解雇等を行った場合）】 国支給決定金額 × 1/8 以内の額 【国の補助率区分 9/10 の場合（解雇等を行わない場合）】 国支給決定金額 × 1/9 以内の額 【休業手当の支払率 60% 超の部分の助成率を特例的に 10/10 する場合】 国支給決定金額のうち休業手当支払率 60% の部分（60% 超を除く部分）の 1/9 以内の額
申請期限	雇用調整助成金の支給決定を受けた日から 3 か月以内（ただし、令和 3 年 3 月 31 日まで）

コロナ関連 枕崎市雇用調整助成金申請費補助金 枕崎市

概要	新型コロナウイルスの感染拡大により事業活動の縮小を余儀なくされ、国の雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金を含む）の申請を社会保険労務士に依頼した場合に要した費用について補助
対象者	枕崎市内に住所または事業所を有している事業主で、国の雇用調整助成金の特例措置における緊急対応期間（令和 2 年 4 月 1 日～）において、休業を実施したことにより雇用調整助成金を申請した方
対象経費	雇用調整助成金の申請を社会保険労務士に依頼した場合に要する費用
補助額	1 事業者あたり上限 10 万円（上限額に達するまで複数回の申請可）
申請期限	雇用調整助成金の決定を受けた日から 3 か月以内（ただし、令和 3 年 3 月 31 日まで）



枕崎市新規雇用創出就労環境改善事業補助金		枕崎市
補助対象事業	若者等の定着につながる就労環境や女性就労者の環境改善、雇用の拡大を推進するため、積極的に就労環境の改善に取り組む枕崎市内事業者に対し、補助金を交付	
対象者	次のいずれにも該当する事業者 (1) 枕崎市内に本社及び事業所を有し、労働保険及び社会保険の適用事業所として届出を行っている事業者 (2) 令和2年4月1日以降に、就業時年齢満40歳未満の者を正社員または正職員として新たに雇用していること (3) 市税等の滞納がないこと	
補助対象経費	【ハード事業（次に掲げる事業で事業費が50万円以上のもの）】 (1) 福利厚生施設の整備（従業員のトイレ、洗面所、更衣室、シャワー室、休憩所等） (2) 労働時間管理適正化システム等の整備（タイムレコーダーや勤務時間管理システムの導入等） (3) 職場環境改善のための設備導入（分煙設備等） 【ソフト事業】 (1) 制服及び作業着の支給や貸与 (2) その他特に市長が必要と認める事業	
補助率及び補助上限額	【ハード事業】 補助率：2分の1以内 補助上限額：100万円 【ソフト事業】 補助率：2分の1以内 補助上限額：20万円	

枕崎市がんばる商店街支援事業補助金		枕崎市
補助対象事業	魅力ある商店街づくりを推進し、商店街の振興を図ることを目的として、新商品開発事業等のソフト事業及び街路施設整備事業等のハード事業を実施する商店街団体等に対し、補助	
対象者	(1) 商工業者等を構成員として設立され、規約等により商店街としての組織を備えている法人または団体 (2) 商店街と連携して商店街振興を図ることを目的とする事業を実施する団体	
補助対象経費	【ハード事業（次の事業で事業費が300万円以上のもの）】 (1) 街路施設整備事業（街路樹、カラー舗装等の街路施設） (2) 駐車場等施設整備事業（主として顧客に利用させるために設置し、かつ、営利を目的として運営されるものでない駐車場または駐輪場の施設） (3) 交流施設等整備事業（交流施設、不足業種の誘致（テナントミックス）、地域資源活用等に係る施設（店舗内装工事、店舗借上、備品借上等）） (4) イベント広場等整備事業（イベント広場、公園、公衆便所等商店街の利便性を高める施設） 【ソフト事業（次の事業で事業費が30万円以上のもの）】 (1) 新商品開発事業 (2) 地域資源活用事業 (3) 伝統・文化復活事業 (4) 後継者育成事業 (5) IT・情報化推進事業 (6) 地域通貨・共通商品券等発行事業 (7) イベント事業（祭り、縁日、コンクールまたはフェスティバル等） (8) その他市長が適当と認める事業	
補助率及び補助上限額	【ハード事業】 補助率：5分の1以内 補助上限額：1,000万円 【ソフト事業】 補助率：3分の1以内 補助上限額：50万円	

【お問合せ】 枕崎市水産商工課商工振興係 TEL:0993-72-1111（内線：421）

阿久根市

■中小企業等への融資・助成・補助制度等については電話等でお問合せ下さい。

【お問合せ】 阿久根市商工観光課 TEL:0996-73-1211

出西市

コロナ関連 出西市中小企業等休業協力金 出西市

概要	新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、県の4月25日から5月6日までの休業要請に協力し、県の休業等協力金の対象となった事業者に対し、市単独事業として、上乗せ支給を行う
対象者	上記期間の休業等要請を受けた全ての業種
申請要件	4月25日から5月6日までの県が休業等を要請している期間中、休業等に協力した出西市内事業者（個人事業主又は本市に本社若しくは本店を置く中小企業）
支援金額	県協力金の2分の1（中小企業10万円、個人事業主5万円、複数店舗経営は5万円上乗せ）
申請期限	令和2年7月31日まで

コロナ関連 出西市中小企業等休業協力経営支援金 出西市

概要	新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、5月7日から5月14日までの県の休業要請に協力した4業種（スナック、バーなど）の事業者に対し、市単独事業として協力金を支給
対象者	上記期間の休業要請があった4業種（スナック、バー、カラオケ店など）
申請要件	5月7日から5月14日までの期間中、休業に協力した出西市内事業者（個人事業主又は本市に本社若しくは本店を置く中小企業）
支援金額	1事業者あたり5万円 ※事業者が複数店舗経営している場合でも支援金の額は5万円
申請期限	令和2年6月30日まで

コロナ関連 出西市中小企業等支援金 出西市

概要	新型コロナウイルス感染症の影響により売り上げが減少している事業者に対して、出水商工会議所又は鶴の町商工会を通じ、市単独事業として支援金を給付する
対象者	出西市内に事業所を置く法人及び個人事業主、又は出水市民であって出水市外に事業所を置く個人事業主
申請要件	令和2年2月から5月までのいずれかの月の売上が、前年同月比で20%以上減少した事業者
支援金額	1事業者あたり10万円 ※事業者が複数の事業所を置く場合も支援金の額は10万円
申請期限	令和2年6月30日まで

出西市飲食店等改修支援事業 出西市

補助対象事業	飲食店等の改修工事（トイレの洋式化工事、段差解消工事及び内装工事をいう。ただし外装工事を除く。）及び感染症拡大防止対策のために必要な備品等の購入等 ※フランチャイズチェーンに加盟する店舗、大規模店舗内にある店舗を除く
対象者	下記の条件を全て満たすもの (1) 出西市内に本社又は本店を有する中小企業、又は出水市に住民票を置き出水市内で事業を営む個人事業主 (2) 出西市内で飲食サービス業及び宿泊業を行う事業者 (3) 市税等の滞納がない事業者
対象経費	店舗の改修工事に係る経費及び備品等の購入費（簡易な工事を含む） ※店舗兼住宅の場合、店舗部分の工事に係る経費
補助率及び補助上限額等	店舗等改修事業：経費の30%に相当する額（1,000円未満切り捨て）で、30万円を上限とする。 感染防止備品購入事業：経費の30%に相当する額（1,000円未満切り捨て）で、10万円を上限とする。

【お問合せ】 出西市シティセールス課 TEL:0996-63-2111



指宿市

コロナ関連 休業等支援金

指宿市

概要	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、鹿児島県が施設を指定し休業および営業時間の短縮の要請に応じていただいた事業者に対して、「指宿市新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる事業者休業等支援金」を支給
対象者	休業要請のとおりを実施した次のいずれかに該当する事業者 (1) 指宿市内に事業所をおく中小企業及び個人事業主 (2) 指宿市内に事業所をおく者のうち、指宿市内の事業所で常時使用する従業員の数が30人以上の者
支援金額	1事業者10万円
申請期限	令和2年7月31日

【お問合せ】 指宿市産業振興部商工水産課商工運輸係 TEL:0993-22-2111 (内線312・313)

農畜産物を活用した特産品開発事業補助金

指宿市

補助対象事業	市の農畜産物を利用した6次産業化又は農商工連携による新商品の開発事業
対象者	(1) 指宿市内に住所を有する農業者 (2) 指宿市内に事業所を有する農業法人又は農業者が組織する団体 (3) 農業者及び商工業者等で組織された団体 (団体の代表者及び構成員の2分の1以上が指宿市内に住所又は事業所を有すること)
対象経費	消耗品費、印刷製本費、機材購入費、通信運搬費、手数料、委託料、使用料及び賃借料
補助率及び補助上限額等	補助率：補助対象経費の2分の1以内 補助上限額：20万円

【お問合せ】 指宿市農政部農政課農政企画係 TEL:0993-22-2111 (内線715)

地域資源を活用した健康食品等開発事業補助金

指宿市

対象者	(1) 指宿市内に住所を有する農業者、畜産業者、水産業者 (2) 指宿市内に事業所を有する農業法人、漁業を主たる事業とする法人又は農業者若しくは漁業者が組織する団体 (3) 指宿市内に本店または支店を有する食品製造事業者
対象経費	消耗品費（原材料等）、印刷製本費（シール等）、機材購入費（試作機材：汎用性の高いものは除く）、通信運搬費（試作品等の送料）、手数料（各種許可等）、委託費（加工委託費等）、使用料（施設使用料等）など
補助率及び補助上限額等	補助率：補助対象経費の3分の2以内 補助上限額：30万円

水産物を活用した特産品開発事業補助金

指宿市

対象者	(1) 指宿市内に住所を有する農業者、畜産業者、水産業者 (2) 指宿市内に事業所を有する農業法人、漁業を主たる事業とする法人又は農業者若しくは漁業者が組織する団体 (3) 指宿市内に本店または支店を有する食品製造事業者
補助条件	(1) 指宿市内で水揚げされた水産物を使用すること (2) 上記水産物を主たる原料とした加工食品の新規開発または既存商品のブラッシュアップであること（商品本体の変更を伴わない包装等の変更は対象外とする） (3) 本市が開催する商品開発セミナーにおける個別相談への定期的な参加があること
対象経費	消耗品費（原材料等）、印刷製本費（シール等）、機材購入費（試作機材：汎用性の高いものは除く）、通信運搬費（試作品等の送料）、手数料（各種許可等）、委託費（加工委託費等）、使用料（施設使用料）
補助率及び補助上限額等	補助率：補助対象経費の2分の1以内 補助上限額：15万円

指宿市特産品販路拡大支援事業補助金		指宿市
補助対象事業	指宿市の特産品等の販路拡大を促進することで、指宿市経済の活性化や税収確保、雇用の継続を図ること等を目的に、特産品を製造又は販売する事業者が市外又は国外の商談会等へ出展するに当たり、予算の範囲内において補助金を交付 ※市外又は国外において開催される商談会等で、国、自治体、公益法人、公的機関、公的団体、地元金融機関等が主催し、共催し、又は後援するもの	
対象者	(1) 指宿市内に本店又は主たる事業所を有している者 (2) 市税その他の市に対する責務に滞納がない者 (3) 市税等に滞納がある者は、原則として補助対象者とししない	
対象経費	商談会等に出展する経費のうち、出展料、小間等装飾費、会場借上料、什器類借り上げ料、旅費、運搬費、通訳費、翻訳費その他必要と認められる経費から消費税及び地方消費税にかかる消費税仕入控除税額を除いたもの	
補助率及び補助上限額等	補助率：補助対象経費の2分の1以内 補助上限額： ① 県内（指宿市内を除く）の商談会等に3日以上連続で出展する場合 1万円 ② 県外の物産展、催事等に2日以上連続で出展する場合 3万円 ③ 県外の商談会、見本市及び博覧会に2日以上連続で出展する場合 5万円 ④ 市が主催又は出展する県外の商談会、見本市及び博覧会に出展する場合 5万円 ⑤ 国外の商談会等に出展する場合 10万円	

【お問合せ】 指宿市産業振興部商工水産課特産品振興係 TEL:0993-22-2111（内線314）

西之表市

コロナ関連	西之表市観光関連事業者見舞金給付事業	西之表市
概要	新型コロナウイルスの感染拡大による緊急事態宣言を受けて、西之表市が発した来島自粛により直接影響を受けている、主に観光等を対象としている事業に対して、見舞金を支給	
対象者	次のすべてに該当する者 (1) 令和2年4月1日現在で、種子島観光協会、もしくは西之表市旅館組合に加入している宿泊業、レンタカー業、レジャー業、旅行代理店及び旅客運航会社を営んでいるもの (2) 令和2年4月24日現在で西之表市に事務所、または営業所を設置しているもの	
見舞金額	1事業者につき、100,000円 ※事業が複数の業種に及び事業者については1事業者として取り扱う	

【お問合せ】 西之表市経済観光課観光交流係 TEL:0997-22-1111（内線272）

皆とまち再生支援事業補助金（港町再生支援事業）		西之表市
補助対象事業	西之表市内において自発的に中心市街地等の活性化及び魅力向上に寄与する事業並びに地域経済の活性化に資する事業に対し、その事業に要する経費の一部を補助	
対象者	次のすべてを満たすもの (1) 西之表市内に居住する3人以上で構成する団体等であること (2) 政治活動又は宗教活動を目的としていないこと (3) 構成員に市税等の滞納がないこと (4) 事業申請や実績報告、財産の管理等を適正に行うことができること	
補助対象経費	講師謝金、賃金、旅費、事業実施のための消耗品費、チラシ作成のため印刷製本費や広報費、通信運搬費、2軒以上で店舗や住宅の外観の改装に係る工事請負費、委託料、空き店舗等を借りる賃借料	
補助上限額	補助率：5分の4以内 補助上限額：200万円	



皆とまち再生支援事業補助金（企業活動支援事業）		西之表市
補助対象事業	西之表市内で事業活動を行う事業所、団体、個人等を対象に新商品開発・販路開拓等の事業活動及び起業、新規分野参入などの活動を支援	
対象者	市税等の滞納がない者（法人及びその代表者、個人申請の場合はその個人）で、かつ次のいずれかに該当する者 (1) 申請時に西之表市内に主たる事業所又は事業所（住所）を有する事業所、団体、個人 (2) 西之表市内で新たに起業しようとする個人または団体 (3) 西之表市内で新たな事業分野へ参入しようとする事業所、団体、個人	
対象経費	【商品開発事業】 新商品開発、既存商品の改良に要する経費、商品パッケージの改善に要する経費 【販路開拓事業】 商談会、展示会への出展及び開催、新商品紹介のためのホームページ制作（新規開設も含む）、販路開拓にかかるアドバイザーの活用等に要する経費 【ビジネスプラン実現化事業】 新たなビジネスプランにより起業する、または新事業分野に参入するための準備や改修等にかかる経費 【空き店舗等活用事業】 西之表市内の空き店舗等を活用し、新たに事業を始める際に必要な設備投資等にかかる経費	
補助上限額	【商品開発事業】 補助率：2分の1以内 限度額：30万円（40万円） 【販路開拓事業】 補助率：2分の1以内 限度額：20万円（26万円） 【ビジネスプラン実現化事業】 補助率：2分の1以内 限度額：50万円（66万円） 【空き店舗等活用事業】 補助率：2分の1以内 限度額：70万円 ※新型コロナウイルス感染症の影響によって業況悪化となり、最近1か月を含む3か月の売上高等が前年の同期と比較して15%以上減少した事業所が行う「商品開発事業」、「販路開拓事業」及び「ビジネスプラン実現化事業」については、補助率を3分の2以内とし、補助金の交付限度額を引き上げ（引き上げ後の上限はカッコ内）	

【お問合せ】 西之表市経済観光課商工政策係 TEL:0997-22-1111（内線271・274）

垂水市

■中小企業等への融資・助成・補助制度等については電話等でお問合せ下さい。

【お問合せ】 垂水市水産商工観光課 TEL:0994-32-1111

薩摩川内市

薩摩川内市若者等ふるさと就労促進奨励金		薩摩川内市
目的	市内企業等の人材確保と地元就労等の促進を図るため、本市の中小企業等に就職した若者等、UIJターナー者に対して支援するもの	
対象者	(1) 若者等 中学校・高校・大学・専門学校等の新卒者で、市内に住所を有し卒業後1年以内に市内事業者と正規雇用契約を結んだ者で就職時30歳未満の者 ※甌島地域の事業者と正規雇用を結んだ者においては50歳未満の者 (2) UIJターナー者 本市に転入した40歳未満の者で、転入後1年以内に市内事業者と正規雇用契約を結んだ者 ※甌島地域の事業者と正規雇用を結んだ者においては、市内本土地域からの転居者も含み、転入時において50歳未満の者 ※正規雇用とは、雇用期間の定めが無く、社会保険、労災保険、雇用保険に加入していること	
奨励金額	■ 本土地域 1人につき10万円 ■ 甌島地域 1人につき最大30万円（年間10万円を3回分けて支給） ※生涯1回限り	

薩摩川内市 UIJ ターン家賃等補助金		薩摩川内市
目的	UIJ ターン者が自ら支払う家賃及び移住に係る経費の負担を軽減することで、中小企業等の人材確保及び UIJ ターン者の地元就労を促進する	
補助対象者	以下のいずれも該当する方 (1) 転入時 40 歳未満（甑島地域は 50 歳未満）の方 (2) 転入前後 1 年以内に市内中小企業などに正規雇用された方 (3) 転入前後 1 年以内に自ら住宅を借り受け、家賃を支払った方 ※甑島地域については、市内本土地域からの転居者も対象 ※大企業及び公的機関への就職者は対象外	
補助率及び補助金額等	■ 本土地域 [家賃] 月額家賃×3/10×1年間分 1カ月当たりの補助上限：2万円 ■ 甑島地域 [家賃] 月額家賃×5/10×1年間分 1カ月当たりの補助上限：1万5千円 [移住支援金] ※甑島への UIJ ターン者のみが対象 単身：10万円 家族連れなど：20万円 ※生涯1回限り	

※他にも企業支援、雇用対策等の補助制度がございます。

【お問合せ】薩摩川内市商工観光部商工政策課 TEL:0996-23-5111 (内線4321)

日置市

コロナ関連	日置市中小企業者等緊急支援給付金	日置市
概要	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、一定程度事業収入が減少した中小企業者等について、給付金を交付	
対象者及び申請要件	次の(1)のいずれかに該当し、かつ、(2)~(4)のいずれにも該当する事業者（法人・個人） (1) 次のいずれかに該当する者 ① 出資金の額又は出資の総額が3億円以下の法人 ② 常時使用する従業員の数が300人以下の法人 ③ 個人事業者 (2) 日置市内に営業所、事業所、工場等を有する者 (3) 令和元年12月以前から事業収入を得ており、今後も事業継続の意思がある者 (4) 事業収入が前年同月比で20%以上減少している者	
給付額	10万円	
申請期限	令和2年6月30日必着	

日置市物産展等出展支援事業費補助金		日置市
補助対象事業	物産展等における宣伝販売を通して特産品等の認知度の向上並びに事業者の市場開拓及び販路拡大を図るため、物産展等に出展した事業者に対し補助金を交付	
対象者	次のいずれにも該当する者をいう。 (1) 日置市内に工場、事務所又は店舗を有すること。 (2) 市税その他の市の徴収金に滞納がないこと。	
対象経費	物産展等の出展に要する経費（出展小間料その他の出展料に係るものに限る）	
補助率及び補助上限額等	補助率：対象経費からその経費のための他の補助金その他の収入の額を控除した額に100分の30を乗じて得た額 補助上限額：3万円（1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額）	



日置市商品開発支援事業補助金		日置市
補助対象事業	日置市らしい商品の開発により日置ブランドを確立し、地域の活性化及び産業の振興を図るため、日置市の特色を活かした商品の開発を行う者に対し補助金を交付 ※「商品」とは、日置市内で生産、製造又は日置市内で生産された原材料を使用して加工された産品 (1) 新たな商品を開発し、商品化する事業 (2) 既存の商品を改良し、特産品化する事業 (3) 開発又は改良した商品の販路拡大に関する事業	
対象者	中小企業者（中小企業基本法第2条第1項規定）および団体（市長が特に認めた法人及び任意団体）で、次に掲げる要件を全て満たすもの (1) 生産、製造又は加工から販売に至る一連の事業を営む者であること (2) 商品開発後の販売戦略等に明確な目標があること (3) 市税その他の市の徴収金に滞納がないこと	
対象経費	外部専門家による指導に要する経費、調査研究に要する経費、試供品の製作に要する経費、デザイン及び印刷に要する経費、広報等に要する経費、品質検査に要する経費、商標登録等に要する経費、前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費	
補助率及び補助上限額等	補助率：補助対象経費からその経費のための他の補助金その他の収入の額を控除した額に100分の70を乗じて得た額 補助上限額：20万円（1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額）	

【お問合せ】日置市商工観光課 TEL:099-248-9409

曾於市

コロナ関連	曾於市小規模事業者家賃給付金	曾於市
概要	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の事業の継続を支援するため、要件を満たした小規模企業者に対し、固定費である家賃を給付	
対象者	下記のすべてに該当するもの (1) 曾於市において1年以上（原則）継続して同一事業を営んでおり、かつ、今後も事業を継続する意思がある小規模企業者 (2) 個人で曾於市内に住所を有する者又は法人で曾於市内に本社を有する者 (3) 所有者から賃借している事業所が曾於市内にある者 ※事業所…商業等の用に供する目的で賃借している曾於市内の建築物 (4) 令和2年2月から7月までの間のいずれか1か月において、売上高が前年同月比で50%以上減少した小規模企業者 (5) 納期が到来した市税等に未納のない者又は納税相談を行っている者	
給付額	家賃3か月分（上限15万円） ※1給付対象者あたり、1事業者のみ給付	
申請期限	令和2年8月31日必着	

コロナ関連	曾於市中小企業事業継続支援金	曾於市
概要	新型コロナウイルス感染症の影響により、特に影響の大きい中小企業の事業継続を支援	
対象者	下記のすべてが該当するもの (1) 1年以上（原則）継続して同一事業を営んでおり、かつ、今後も事業を継続する意思がある中小企業 (2) 個人で曾於市内に住所を有する者又は法人で曾於市内に本社を有する者 (3) 令和2年2月から7月までの間のいずれか1か月において、売上が前年同月比で30%以上50%未満減少した中小企業 (4) 令和元年分（法人にあっては、直前事業年度1期分）の売上合計が100万円以上である者 (5) 全収入の2分の1以上が、事業活動による売上である者 (6) 納期が到来した市税等に未納のない者又は納税相談を行っている者	
支援額	1事業者あたり一律30万円（1回限り）	
申請期限	令和2年8月31日必着	

店舗新築・改築補助金		曾於市
補助対象事業	雇用の創出、商業後継者の育成および地域経済の活性化を図るため、店舗の新築および既存店舗の改築工事費の一部を補助 【補助対象建物】 (1) 曾於市内で商業等の用に供する目的で建築された（建築する）店舗（店舗兼住宅の場合は、店舗部分のみ） (2) 使用予定者がいて、賃貸の場合は賃貸契約が締結された店舗	
対象者	(1) 補助を受けようとする改修工事について、市およびその他の制度による助成を受けていないこと (2) 市税等を滞納していないこと (3) 新築・改築工事後 3 年間は、店舗の転売や処分を行わないこと (4) 今までにこの補助を受けていないこと	
補助対象経費	曾於市内に事業所を有し、かつ、市が認める改修工事の資格を有する業者が行う 20 万円以上の工事 補助対象店舗の新築、修繕、補修、改築、増築工事、壁紙の張り替え、屋根、外壁の塗り替え等の工事、耐震性を確保するための工事等 ※土地購入費用、機械・工具等備品の購入費等は補助対象外 ※工事着手後の申請は補助対象外	
補助率及び補助上限額	補助率：補助対象経費の 30%（千円未満の端数は切り捨て） 補助上限額：最高 50 万円 ※補助金の申請は 1 回限り ※補助は予算に到達した時点で事業は終了	

【お問合せ】 曾於市商工観光課 TEL:0986-76-8282

霧島市

コロナ関連 事業継続支援給付金		霧島市
概要	新型コロナウイルス感染症の影響により、経済的に大きな影響を受け、売上が減少し、事業継続が困難になっている市内中小企業者等（個人事業主を含む）に対し、給付金を支給	
対象者	霧島市内に事業所（店舗）がある中小企業基本法第 2 条第 1 項に規定する中小企業者等（農林水産業者を含む）。 ※個人事業主については、事業を営むことで主に生計を維持していること	
給付要件	(1) 令和 2 年 2 月 1 日以前より霧島市内で事業を営んでおり、今後も引き続き市内で事業を継続する意思があること (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2 年 3 ～ 5 月の任意の 1 か月の売上が、前年同月に比して 20%以上減少していること ※業歴が 3 か月以上 1 年未満の事業者又は単純な比較が困難な者については一定の配慮あり (3) 令和元年分の事業所得を申告していること。令和元年に市税を納めていること (4) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策において、国・県・市の施策に沿った協力をしていること (5) 政治団体、宗教上の組織若しくは団体でないこと (6) 反社会的勢力ではないこと又は関与していないこと (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者でないこと (8) 給付金の趣旨に照らし、給付金を支給することが適当であること	
支給金額	一律 20 万円 【下記のいずれかに該当する場合は上乘せ給付】 飲食店 一律 10 万円 貸切バス業者 大型・中型・小型 1 台あたり 3 万円 タクシー・レンタカー業者 10 台あたり 10 万円（上限 50 万円） 自動車運転代行業者 代行車両 1 台あたり 1 万円 ホテル・旅館業者等 客室数に応じて 20 万円～ 100 万円（上限）	
申請期限	令和 2 年 7 月 31 日まで	



中小零細企業持続化支援事業補助金（販売促進）		霧島市
補助対象事業	霧島市内企業等による持続的な経営に向けた取り組みを支援し、販売の促進等のための広報活動を行う霧島市内企業等に対し、その広報費に係る経費の一部を補助	
対象者	(1) 常時使用する従業員の数が10人以下の商工業者 ※常時使用する従業員とは、会社役員や個人事業主本人、パート労働者等を除く従業員 (2) 霧島市内に登録のある事業所を有する法人、または霧島市内に事業所を有し、かつ、住所を有する個人事業主 など	
対象経費	ウェブサイト作成や更新、チラシ・DMの発注や発送、新聞・雑誌・インターネット広告等 ※看板作成、看板設置、求人広告等は対象外	
補助率及び補助上限額等	補助率：対象経費の3分の2以内 補助上限額：個人事業主または法人10万円 ※創業後2年未満の者（令和2年4月1日を基準日として計算）は15万円	

【お問合せ】 霧島市商工観光部商工振興課 TEL:0995-64-0912

いちき串木野市

コロナ関連	中小企業・小規模事業者緊急支援事業	いちき串木野市
概要	新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少し、事業継続が困難になっている中小企業等に緊急支援金を給付	
対象者	次の(1)～(3)の条件を満たすもの (1) 中小企業者若しくは小規模事業者又は個人事業者であること (2) いちき串木野市内に事業所、店舗等を有すること (3) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月、3月、4月または5月のいずれかの月の売上額が前年同月比で5%以上減少していること（新規創業の場合は、令和元年11月から令和2年1月までのうち事業を行った月の平均額との比較）	
給付額	(1) 売上高減少率5%以上20%未満 5万円 (2) 売上高減少率20%以上 10万円	
申請期限	令和2年6月30日まで	

空き店舗等活用促進補助金		いちき串木野市
補助対象事業	いちき串木野市内空き店舗（空き家含）を活用し、新規に出店する方への店舗等改装経費と家賃の一部を対象として補助金を交付	
対象者	卸売業・小売業・飲食業・理容、美容業・教育、学習支援事業・保険業・医療、福祉事業など	
補助対象経費	(1) 改装経費等（いちき串木野市内事業者が施工） (2) 家賃等の補助	
補助率及び補助上限額	補助率：(1) 対象経費の半額を助成（上限20万円） (2) 1～6ヶ月目…対象経費の全額を助成（上限2万円） 7～24ヶ月目…対象経費の半額を助成（上限1万円）	

商工業者店舗リフォーム補助金		いちき串木野市
補助対象事業	いちき串木野市内ですでに1年以上販売等を行っている小規模事業者が、いちき串木野市内業者を利用して行う店舗のリフォームを対象として補助金を交付	
対象者	卸売業・小売業・飲食業・理容、美容業・教育、学習支援事業・保険業・医療、福祉事業など	
補助対象経費	改装経費等（いちき串木野市内事業者が施工）	
補助率及び補助上限額	補助率：20万円以上の対象経費の半額 補助上限額：20万円	

【お問合せ】 いちき串木野市水産商工課 TEL:0996-33-5638

南さつま市

南さつま市販路拡大支援事業補助金		南さつま市
補助対象事業	南さつま市内の中小企業者が、販路拡大や販売促進のため、県外で開催する商談会・展示会等に出席し、自社の製品を紹介する際に、その経費の一部（最高 5 万円）を補助する制度 ※物産展は補助対象外 【補助対象となる商談会等】 (1) 県外及び海外の商談会等で、補助対象者以外の者が開催する商談会等であること ※ただし、常設の商談会等は除く (2) 補助対象者が単独で出席する商談会等であること (3) 補助対象者が同様の趣旨で交付される国、県その他公共的団体の補助金を受けて出席する商談会等でないこと	
対象者	中小企業者であって、南さつま市内に事業所を有し南さつま市内で 1 年以上継続して同一事業を営み、かつ、個人にあっては 1 年以上南さつま市内に居住しており、市税を滞納していないこと。	
補助対象経費	会場使用料・小間料金等会場の使用に係る費用、展示装飾に係る費用、出展物の輸送に係る費用	
補助率及び補助上限額	補助率：補助対象経費の 2 分の 1 以内 補助上限額：5 万円（1,000 円未満切り捨て） ※同一補助対象者に対する補助は、同一年度において 1 回限り ※予算の範囲内での補助（予算がなくなり次第、受付を締め切り）	

【お問合せ】南さつま市商工水産課 TEL: 0993-76-1606

志布志市

販路拡大支援事業補助金		志布志市
補助対象事業	販路拡大のための商談会・物産展出店等の事業を実施する志布志市内事業者に対して、参加経費の一部を助成することにより、志布志市の食（食材）・特産品等販路拡大活動を支援	
対象者	志布志市内に事業所を有し、志布志市商工会会員であること	
補助対象経費	(1) 日本国内で開催される商談会または物産展等への出展料 (2) 出展に要する 2 人分までの旅費	
補助率及び補助上限額	補助率：(1) 出展に係る経費の 3 分の 2 以内 (2) 2 人分までの旅費の 2 分の 1 以内 補助上限額：(1)と(2)を併せ、1 回の補助限度額は 25 万円 ※申請は、1 事業所あたり年度内 2 回まで	
輸出促進支援事業		志布志市
補助対象事業	海外見本市への出展、海外商談会等への参加に対する助成 ※予算がなくなり次第終了です	
対象者	(1) 志布志市内に事業所を有していること (2) 志布志市から別途運営補助金等の交付を受けていないこと	
補助対象経費	出展や視察、商談会等にかかる経費	
助成額及び上限額	助成額：補助対象経費の 2 分の 1 以内 上限額：1 回 20 万円（1 回につき 1 事業所 1 名）	



食品・農林水産品コンテナ輸出助成制度		志布志市
助成内容	志布志港新若浜地区国際コンテナターミナルに発着する外貿定期コンテナ船を利用して、食品及び農林水産品（原木を除く）を輸出される方（船荷証券の出し荷主）に、助成金を交付 ※予算がなくなり次第終了です	
対象者	(1) 日本国内に事業所を有していること (2) 輸出する貨物が食品及び農林水産品（原木を除く）であること (3) 志布志港に寄港している定期コンテナ航路を利用して輸出すること	
助成額及び上限額	助成額：コンテナの種類に関わらず、1本につき2万円 上限額：一荷主に対して年間（7月～翌6月末日）50万円	

志布志市店舗リフォーム助成事業		志布志市
助成内容	地域経済対策、商工業の振興対策及び後継者の育成対策として既存店舗の修繕、改修、増築に助成	
助成対象店舗	志布志市内に存する店舗で既に1年以上経営を継続していること ※店舗兼住宅の場合は、店舗部分のみを対象	
対象者	(1) 志布志市内に存する店舗等の所有者又は使用者であること (2) 市税等を滞納していないこと (3) 過去に市から店舗リフォームの助成金の交付を受けていないこと (4) 令和3年3月31日までに実績報告書を提出できること (5) 交付決定を受けるまでに工事に着手していないこと	
助成対象工事	店舗の修繕、補修、改築及び増築のための工事、壁紙の張替え、屋根又は外壁の塗り替え等店舗の模様替えのための工事 ※登録店に請け負わせる工事で、対象経費が20万円以上（税込）のもの ※対象になるものとならないものがあるためご注意ください	
助成額	助成額：助成対象経費の30%に相当する額（1千円未満は端数を切り捨てます）。 上限額：30万円 ※同一助成対象者又は同一店舗について1回限り	

【お問合せ】 志布志市港湾商工課 TEL:099-474-1111

奄美市

コロナ関連 奄美市雇用維持に向けた副業応援助成金		奄美市
目的	新型コロナウイルスの影響により休業される方を一時的に副業として受け入れる事業所に対し、助成金を支給	
対象者	以下のいずれにも該当する方 (1) 常時従業員を雇用し、継続して営利を目的とした経済活動を奄美市内で行っていること (2) 令和2年4月10日から雇用調整助成金の新型コロナウイルス感染症特定措置が適用されるまでの期間に、本業を持つ従業員またはフリーランスとして活動する個人を副業として受け入れること (3) 広告や自社のホームページ、求人情報等により積極的に副業の求人活動を行うこと	
申請要件	副業として雇われる方の要件は以下のいずれにも該当する方 (1) 令和2年4月10日から雇用調整助成金の新型コロナウイルス感染症特定措置が適用されるまでの期間（6月30日）に本業以外の他の事業所へ副業として雇われていること (2) 令和2年4月10月現在において、奄美市に住所を有すること (3) 次のいずれかに該当すること ① 本業の事業所が新型コロナウイルスの影響により、休業もしくは短時間営業しており、かつ、事業主に他の事業所に副業として受け入れられることについて許可を得ていること ② フリーランスとして収入を得ているが、新型コロナウイルスの影響により、休業もしくは短時間営業していること ③ フリーランスとして収入を得ているが、新型コロナウイルスの影響により、受注が減っていること	
助成金額等	被雇用者1人当たり日額2,500円に勤務日数（60日が限度）を乗じた額 ※1事業所当たり3人まで	

奄美市働きやすい職場づくり応援助成金		奄美市
目的	職場環境改善の促進を図るため、長時間労働の是正、非正規雇用の処遇改善及び女性・若手・高齢者・障害者等の活躍促進等の職場環境整備に要する経費の一部を助成	
対象者	奄美市内に本社を有する法人又は奄美市内に事業所を有する個人事業主で、奄美市働きやすい職場環境づくり取組内容確認票に定める認定基準を満たす者	
助成内容	対象年度の職場環境整備に係る経費とし、次の各号に掲げるものとする。 (1) 労務管理担当者に対する研修経費 (2) 労働者に対する研修、周知及び啓発に関する経費 (3) 社会保険労務士、中小企業診断士その他の外部専門家によるコンサルティング経費 (4) 人材確保に向けた取組に関する経費 (5) 労務管理用ソフトウェアの導入及び更新に関する経費 (6) テレワーク通信機器の導入及び更新に関する経費 (7) 労働能率の増進に資する設備、機器等の導入及び更新に関する経費 (8) バリアフリー、職場環境及び福利厚生施設の整備に関する経費 (9) 分煙設備その他これらに類する設備の導入に関する経費 (10) その他市長が必要と認める経費 上記の助成対象経費を合算した額の3分の2以内（20万円を限度）	

コロナ関連 事業所支援給付金		奄美市
目的	国の持続化給付金の対象とならない事業所に、事業継続に必要な費用の一部を緊急的に支援	
対象者	奄美市内の中小事業所（個人事業主を含む）のうち、売上が前年同月比20%以上50%未満の事業所	
補助内容	30万円	
申請期限	令和2年8月31日（月）※当日消印有効	

奄美市高卒ルーキー雇用奨励補助事業		奄美市
目的	奄美大島本島内の高校を卒業した新規高卒者を正規雇用した事業主の方へ対して、一定期間を経過した場合20万円の奨励補助金を支給	
対象者	高卒ルーキー（奄美大島本島内の高校を卒業した新規高卒者）を年度始（毎年4月当初）から正規雇用した事業主	
補助内容	高卒ルーキー1人につき20万円	

奄美市地域産業雇用奨励サポート事業		奄美市
目的	4分野（水産養殖業、製造業、情報通信業、試験研究の業務）において、新規に正規雇用した事業主の方へ補助	
対象者	4分野（水産養殖業、製造業、情報サービス業、試験研究の業務）において新規に正規雇用した企業の事業主	
補助内容	新規に正規雇用した従業員1人につき12万円 ※1事業主当たり60万円（5人まで）を上限 【補助要件】 (1) 奄美市内で経済活動を行い、又は行おうとする事業主 (2) 日本標準産業分類に定める水産養殖業、製造業、情報サービス業及びコールセンター業のいずれかを営んでいること (3) 新たな製品の製造等を目的とした試験研究の業務を営んでいること (4) 雇用を開始した翌年の1月1日現在で、奄美市に住所を有している正規雇用者を雇用していること (5) 各年の3月1日又は9月1日において、正規雇用開始から11か月を経過し、かつ、1年以上の雇用が確実に見込まれていること (6) 市税その他を滞納していないこと	



奄美市キャリアアップ助成事業（従業員の免許・資格取得に対する助成）		奄美市
目的	奄美市内事業所が取り組む人材育成（免許・資格取得）に要する経費の一部を助成	
対象者	以下の条件に全て当てはまること。 (1) 奄美市内に住所を有する事業所 (2) 雇用する従業員に、令和2年3月以降に助成対象資格を取得させた事業者 第一種運転免許（大型のみ）、第二種運転免許、国内旅程管理主任者 他 48 資格	
助成内容	免許・資格の取得にかかる旅費、宿泊費 (上限1件20万円、助成対象経費の3分の2以内) ※受験料（受講料）が10万円を超えるものについては、受験料（受講料）も対象 ※同一年度に1事業所5人（回）を限度とし、1従業員1回限り	

中小企業退職金共済掛金補助		奄美市
目的	奄美市に居住する退職金共済契約を締結した中小企業者に対して、共済掛金の一部を補助	
対象者	次の各号に該当する共済契約者が対象 (1) 奄美市内に事務所又は事業所を有し、1年以上継続して事業を営んでいる者。 (2) 雇用する従業員を新たに被共済者とし、退職金共済掛金12箇月分を納付した者。 (3) 市税を納付している者。	
補助内容	1従業員に対する掛金（上限月額5,000円）の20%の12か月分	

【お問合せ】 奄美市商工観光部商工情報課 TEL:0997-52-1111

南九州市

コロナ関連 飲食店等緊急経営支援助成		南九州市
概要	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上が減少し、事業活動に支障が生じている市内飲食業・宿泊業者等に対して、店舗等の維持継続のための緊急支援として、助成金を支給	
対象者	(1) 令和2年2月から5月までの間、いずれかの月の売上が前年同月比で2割以上減少し、南九州市内で営業をしている主たる事業が日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）大分類M宿泊業、飲食サービス業に該当する事業所 (2) 令和2年2月から5月までの間、いずれかの月の売上が前年同月比で2割以上減少し、市内で営業をしている主たる事業が飲食業である事業所 (3) 前2号に規定する者のほか、市長が特に必要と認める者 本年中に開業し、(4)(5)に非該当となる方は(3)で当てはまる場合があります) (4) 個人事業主にあつては、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの事業所得等に係る確定申告又は住民税申告を行っている者 (5) 法人事業者にあつては、申告期限を迎えた直近事業年度分の法人市民税の確定申告を行っている者 (6) 暴力団又は暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有している者ではないこと (7) 営業に関して必要な許認可を取得している者 (8) 代表者及び事業所に市税等の滞納がない者。又は新型コロナウイルスの感染症等に係る徴収猶予の特例により徴収が猶予されている者及び分納誓約書等の提出を行い、現に市税等の滞納額が減少していると認める者	
助成額	1事務所10万円（1回限り）	
申請期限	令和2年7月31日まで	

【お問合せ】 南九州市商工観光課 TEL:0993-83-2511

伊佐市

伊佐市起業チャレンジ支援事業補助金

伊佐市

補助対象事業	伊佐市の地域産業の振興及び日常生活支援機能の確保を図るため、地域の6次産業化又は集落再生・活性化若しくは市街地活性化に寄与すると認められる事業として起業、又は空き店舗を活用して事業を行う者に対し補助
対象者	伊佐市内で起業するものであって、次の各号のいずれにも該当するもの (1) 伊佐市内に住所を有し、居住する者（補助金額の確定までに転入し、居住する者を含む。）又は伊佐市内に事業所を有する法人の代表者 (2) 市区町村税の滞納がない者 (3) フランチャイズチェーン等に加盟していない者 (4) 補助金の交付を受けた後、3月以内に認定事業を開始できる見込みのある者 (5) 金融機関等からの資金調達が十分に見込める者 (6) 認定事業に必要な許認可等を取得している者又は認定事業の開始までに取得する見込みのある者
補助対象経費	施設整備費（新築工事費、増改築工事）及び設備導入費（付帯設備購入、機械器具購入）
補助率及び補助上限額	補助率：補助対象経費の2分の1以内 補助上限額：100万円 ※条件により加算措置あり

【お問合せ】伊佐市企画政策課 TEL:0995-23-1311（内線1305）

始良市

コロナ関連 始良市事業継続支援金

始良市

概要	新型コロナウイルス感染症の影響を受け売上げが減少し、事業継続に困っている中小企業者及び小規模企業者（個人事業者含む）の支援として、事業の継続を下支えし、事業全般に広く使える支援金
対象者	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上が減少している始良市内に事業所を有する中小企業者及び小規模企業者（個人事業者含む）
申請要件	始良市内に事業所を有する中小企業者及び小規模企業者（個人事業者含む）で、以下の全てに該当すること (1) 令和元年12月以前から始良市内で事業を営み、今後も事業を継続する意思があること (2) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、売上が減少していること (3) 令和2年3月から5月までのいずれかの1か月の売上が前年同月比に比して20%以上50%未満減少し、かつ令和2年3月から5月のいずれの月も売上減少率が50%未満であること (4) 申請者等は暴力団等に関与していないこと
支援金額	1事業所一律10万円（給付は1回限り）
申請期限	令和2年7月31日まで（消印有効）



用地取得費補助金		始良市
目的	一定の要件を満たし始良市に立地した企業へ、用地取得額に応じて補助金を交付	
対象者	(1) 工業生産施設等に供する新たな土地を取得し、当該施設用地に工業生産施設等を新設、増設又は移転した事業者及びリース業者 (2) 用地取得面積が 1,500㎡以上で用地取得後 5 年以内の操業開始 (3) 雇用者 5 人以上 (4) 市との立地協定の締結 (5) 建設及び操業にあたって、公害防止に関する法令等その他関係法令等に違反していないこと 【対象となる業種】 製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、デザイン業、機械設計業、研究開発施設、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業	
補助率及び補助上限額等	補助率：土地取得費の 35%以内 補助上限額：雇用者数5人以上10人未満：2,000万円、雇用者数10人以上20人未満：3,000万円 雇用者数20人以上50人未満：4,000万円、雇用者数50人以上：6,000万円	

用地取得費補助金		始良市
目的	一定の要件を満たし始良市に立地した企業へ、用地取得額に応じて補助金を交付	
対象者	(1) 工業生産施設等に供する新たな土地を取得し、当該施設用地に工業生産施設等を新設、増設又は移転した事業者及びリース業者 (2) 用地取得面積が 1,500㎡以上で用地取得後 5 年以内の操業開始 (3) 雇用者 5 人以上 (4) 市との立地協定の締結 (5) 建設及び操業にあたって、公害防止に関する法令等その他関係法令等に違反していないこと 【対象となる業種】 製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、デザイン業、機械設計業、研究開発施設、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業	
補助率及び補助上限額等	補助金額：地元雇用者数×40万円(地元雇用者が障害者であるときは20万円加算) 補助上限額：1,000万円	

【お問合せ】 始良市商工観光課 TEL:0995-66-3145

さつま町

コロナ関連	さつま町中小事業者事業継続緊急支援事業	さつま町
概要	新型コロナウイルス感染症による景気停滞のなか、全国に拡大された「緊急事態宣言」による外出自粛や宴席、イベントの中止などにより、売上が大幅に減少しているさつま町内で事業を行っている事業者に対し、運転資金の一部として活用できる助成金を交付	
対象者	次の(1)～(7)全てを満たす事業者 (1) 2019年以前より引き続き、さつま町内で商工業を営んでいる中小事業者（法人・個人問わず）であること (2) 個人・法人ともに事業所がさつま町内であること (3) 令和2年7月1日以降もさつま町内で事業継続をする意思があること (4) 町税等を全て完納していること (5) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により売上が、前年同月比で 20%以上減少している事業所（対象期間：令和2年2月～5月のうちの1ヶ月） (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律を規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者でないこと (7) 申請者（本人・代表者・役員）は、反社会的勢力の関係者ではないこと	
助成金額	100,000円（1回のみ）	
申請期限	令和2年6月30日まで	

さつま町小売業等店舗整備支援事業費補助金		さつま町
補助対象事業	小売業、飲食業（交遊飲食業は除く。）及びサービス業（日常の社会生活において広く一般的に利用されているサービス業に限る）等を営む中小企業者の店舗の整備を支援	
対象者	次の全てに該当する方 (1) 資本の額又は出資の総額が 5,000 万円以下の法人並びに常時使用する従業員の数が 50 人以下の法人若しくは個人。 (2) 商工会の会員で町内に住所及び当該店舗を有する者 (3) 補助対象業種を 3 年以上現に営んでいる方で、補助事業実施後も引き続き同一事業を営む者 (4) 町税等を完納している者 (5) 過去に本補助金を受給した方については、前回から 5 年以上経過をした者	
補助対象経費	店舗の新築及び改装（外装、内装）に係る建築工事費のみ ※設備備品等の整備・購入費等、事業に伴う仮店舗・附属する居住部分は補助対象外	
補助率及び補助上限額	補助率：事業費の 20 万円を超過した分の 30%以内 補助上限額：50 万円	

さつま町空き店舗対策事業補助金		さつま町
補助対象事業	町内の空き店舗（さつま町空き家バンク登録物件）を活用し、新たに商業を営もうとする方や、規模拡大等を図ろうとする中小企業者の方に対し家賃の一部を補助	
対象者	空き店舗を賃借して出店する個人又は法人であって、次に掲げる要件のいずれにも該当する方 (1) さつま町の空き店舗に入居し、1 年以上の賃貸借契約を締結すること (2) 空き店舗の利用に当たっては、小売業、飲食業、サービス業、その他のこれらに類する事業、その他町長が認める事業を営む者。ただし、事務所としての使用、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に定める営業は除く。 (3) チェーン展開で事業を行うものでないこと (4) さつま町商工会に入会していること (5) 町税等の滞納がないこと (6) 空き店舗の所有者と同一世帯又は生計を一にしない者 (7) この要綱の規定に基づき補助金の交付を受けたことがないこと	
補助対象経費	敷金、礼金、駐車場代、共益費及び仲介手数料等賃貸借契約に係る諸費用及び消費税を除く賃借店舗の月額家賃 ※国又は県等の家賃補助を受けている場合は対象外	
補助率及び補助上限額	補助率：対象経費の 2 分の 1 以内 補助上限額：月額 3 万円（開業の日の属する月から起算して 12 ヶ月を限度）	

【お問合せ】 さつま町商工観光 PR 課 TEL:0996-53-1111（内線2283）

肝付町

肝付町六次産業化及び農商工連携新商品等開発事業補助金		肝付町
補助対象事業	肝付町の農林水産品を活用し、六次産業化又は農商工連携によって実施する新商品等開発に関するものに対し、補助金を交付	
対象者	町内に存在する農林水産業者又は中小企業等	
補助対象経費	新商品開発に関わる経費	
補助上限額	1 事業あたり上限 20 万円	

【お問合せ】 肝付町産業創出課 TEL:0994-67-4531

中小企業のための IT導入のすすめ

鹿児島大学 副学長・教授
学術情報基盤センター長
大学院理工学研究科工学博士

森 邦彦



新型コロナウイルス感染症と情報通信技術

現在、世界は新型コロナウイルスの脅威にさらされており、健康・人命と経済が大打撃を受けております。ワクチンと特効薬がない今、日本国内での大流行と国内経済の両天秤の間で大きな議論が巻き起こっています。たかだか数ヶ月前の流行初期には、新型コロナウイルスはインフルエンザに毛が生えた程度で恐れるに足りず「夏には消えて無くなるよ。」と思っていた方も少なくなかったのではないのでしょうか。私もこれほどまでに人の動きと経済に大打撃を与えるとは思っていませんでした。活動を8割も抑えれば航空会社、鉄道会社、タクシーなどの交通機関がとたんに経営危機に陥ります。消費は落ち込みほとんどの企業の経済活動も停滞し、廃業・倒産する企業も増えてきます。幸いにして鹿児島は関東や関西などに比べれば状況は良いようですが、同じ日本という経済圏ですので無傷ではいられませんし、第二波の大流行があれば地方も今以上に無傷ではいられないでしょう。このような状況は中世のペスト大流行を連想すらさせます（もちろん誰も実際に経験していませんので体験を比較することは難しいのですが）。

さて、この新型コロナウイルスを抑えるために積極的に情報通信技術（ICT、IT）を活用し成功している国があります。よく言われているのが台湾のマスク配布システムです。『台湾当局のマスク配布システムは、健康保険を担当する「中央健康保険庁」がマスクを販売する薬局の30秒ごとの在庫データをCSV形式でネット公開したことに始まる。このデータを使って、多数の企業や技術者がマスクの在庫がある薬局を地図上に表示するアプリなどを次々と開発して公開した。』¹⁾。政府がデータを公開し（オープンデータ）多数の民間企業・個人がそのデータを活用したアプリを開発し、多くの台湾国民が利用し感染抑止に貢献することができたと言われていま

す。また、韓国では感染者の移動経路を把握し、自治体はその経路情報を個人が特定されないことに配慮しつつショートメッセージで住民の携帯・スマホに送ることで感染拡大を抑えることに寄与したとされています²⁾。

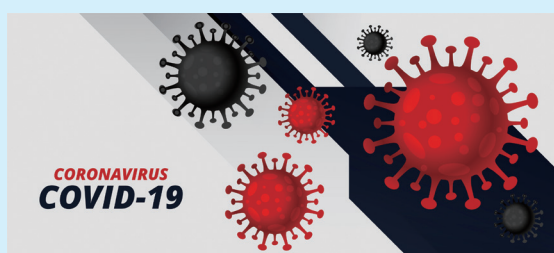
また、ヒト・ヒト感染症は人と接触しなければ基本的には感染しませんので、封じ込めるには他人との接触を断てばいい、というのが一つの基本的考え方です。このため、Stay-Home（家にいよう）、Social-Distance（社会的距離の保持）などの徹底が要請されています。しかしながら、これを徹底して実行すればするほど経済活動が低下するのは、実感としてお分かりでしょう。そこで経済損失を少しでも抑えるためにITを活用した企業の取り組みが求められています。ITをうまく活用すれば在宅勤務（テレワーク）、遠隔会議（Web会議、オンライン会議、etc）、といった取り組みが直接感染症対策になります。また、感染症対策ではありませんが、職場内意思疎通の改善、営業効率の改善などの副次効果も見込めるかもしれません。

前置きが長くなりましたが、企業、特に大企業のように大規模な予算をかけられない中小企業がどのようにITを導入していけば良いかという観点から解説していきたいと思います。もちろんそれぞれの業態に特化した優れたITシステムがあり、すでに導入している企業もたくさんあるかと思いますが、ここではより一般的なことに焦点を当てたいと思います。ITをうまく活用することによって経営の効率化と、管理職・経営層を含めた構成員間の意思疎通の円滑化・組織強化が計れます。これらは新型コロナウイルスとは無関係に以前から言われていたことですが、この新型コロナウイルス騒動を契機として積極的に導入してはいかがでしょうか。コロナ後の世界でもきっと役に立つことでしょう。

1) 日経 XTECH, <https://xtech.nikkei.com/atcl/nxt/column/18/00001/03875/>, (2020.04.08)

(次回は8月号に掲載)

2) 毎日新聞, <https://mainichi.jp/articles/20200416/ddm/003/040/040000c>, (2020.04.16)



これらの画像は単なるイメージで Starline, Freepic - jp.freepik.com によって作成されました

かもだ通り商店街

あなたの想いに出逢える街

since 1991

いまま蒲生田らしく ずっとかもだらしく もっとKAMODAらしく



鹿児島県中央部にある始良市加治木町の「かもだ通り商店街」。
かつては薩摩藩島津家加治木居城のおひざ元の商いの町として栄えました。

“人にやさしい 自然にやさしい かもだ思い通り”をモットーとし、時代が変わっても変わらぬ暖かさがある「かもだ通り商店街協同組合」の森田理事長にお話を伺いました。



理事長の森田康之氏
(お菓子の松栄堂 店主)

■ 組合設立の背景

商店街の生き残りを懸けて

平成に入り、モータリゼーションの進展にくわえ、近隣ではサンシティ・リブレ（イオンタウン始良の前身）の開業など、商店街を取り巻く環境が大きく変化しました。

駐車場のない商店街からお客様が離れていく中、「どのようにすれば選ばれるか」生き残りについて考える機運が高まったこともあり、平成3年に任意組織から法人化しました。

組合設立以来、街路灯や防犯カメラの設置・維持管理をはじめとした環境整備のほか、かもだ祭りや師走市等の各種イベントを開催し、皆様に選ばれるより良い商店街になるべく、組合員が一体となって組合運営に取り組んでいます。



■商店街活性化に向けた取り組み

PDCA サイクル表で組合活動の見直しを

現状を見直し新たな取り組みを検討することを目的に、1年間かけてPDCA サイクル表の策定に取り組みました。策定するまでの道のりは簡単ではありませんでしたが、組合員が積極的にアイデアや意見を出し合い、結果として様々な取り組みが生まれました。



商店街のこれからを話しながらデザインしていく「第1回かもだ会議」に集まった有志

空き店舗対策

少子高齢化に伴う廃業もあり、依然として空き店舗は存在します。

そこで、空き店舗対策として「かもだ通り不動産部」を立ち上げました。

活動内容は、空き店舗の情報発信はもちろんですが、大家さんに対して家賃交渉を行い、かもだ通りでの事業を検討している方に少しでもいい条件を提示することで、決断を後押ししています。

今年の1月には、不動産部を通じ、新たに個別指導塾がかもだ通りの仲間に加わりました。その他にも相談があり、少しずつではありますが成果を感じています。

かもだ女子会

本組合では、組合員に「かもだニュース」を配布しています。理事会での検討内容や結果等をお知らせするものですが、一方通行になっており、肝心の組合員の意見を吸い上げることができていなかったことに気づかされました。

そこで、若手が中心となって連絡網を整備し、派生して女性メンバーだけで意見交換する「かもだ女子会」が結成されました。

女性ならではの面白い発想もあり、積極的に取り入れながら商店街の活動に活かしていきたいと考えています。

■若い世代の取り込み

若者も集まる商店街へ

本商店街の特徴として、近隣に3つの高校があることが挙げられます。行政の協力のもと高校生にアンケートを取った結果、「若者が行きたくなるような個店があれば良い」といった意見も寄せられました。

この流れを受けたわけではありませんが、昨年の8月にタピオカ専門店が開業されました。このタピオカ専門店は、薬局を経営する組合員のご子息が開業されたもので、地域の商店街で頑張る父親の姿に感銘を受けたことが開業のきっかけとなったようです。

若者が行きたくなるような個店ができたことで、商店街に立ち寄る高校生も増えたように感じています。若者の情報を拡散するスピードは速く、うまく取り込むことができれば、かもだ通り商店街の情報発信の源にもなり得ると考えています。

また、組合内部に目を向けると、若手組合員の参画意識も高く、実現には至っていないものの高校生歌うま選手権など、これまで考えつかなかったアイデアも出るようになりました。

さらに大きなエネルギーを生むためにも、もう少し若手組合員が増えることを期待しながら、今後も若い世代の意見を大切にしていきたいと感じています。



タピオカ専門店に書き込まれた高校生のメッセージ

■地域との共存

地域見守り隊として

高齢化が進展するにつれて、認知症の患者も年々増加しています。

商店街への来街者も高齢者が多く、もし認知症を患ったとしてもこの地域で安心して暮らしていくためには、地域の支えが不可欠です。

商店街は、モノ・コトを売るだけが役割ではありません。地域の皆様の支えがあって成長してきたからこそ、地域の皆様のために協力できることは協力することが必要だと思っています。

認知症の高齢者が商店街で困っているときに正しい選択ができるように病院等の協力も得ながら、訓練しているところです。



訓練の様子



■ 思い描く未来像

高齢者も若者も大切に

近隣の高齢者は、定期的に足を運んでくれています。まず、そういった方々を大切にしたいと思っています。そのためには、地域の見守り隊の一翼としての役割を全うし、助け合いながらつながりをより強固なものにしていくことが大切です。

このつながりが「高齢者－子供－孫」とそれぞれのつながりを呼び、幅広い世代が応援してくれるのではないかと信じています。

また、これからの商店街を創っていくのは次の世代ですので、こういった想いをしっかりと引き継いでいくことも使命だと思っています。

ただし、想いを引き継ぐだけでなく、若い意見も汲み取って変化し続けなければ、生き残りは難しいのも事実ですので、若い世代が自由に意見を出せる環境づくりも重要です。

今般の新型コロナウイルスの感染拡大に際しては、マスクを無償で提供してくれた組合員もいました。特別に変わったことはできないかもしれませんが、助け合いの精神を忘れず、今後も組合員が一致団結して商店街並びに地域を盛り上げていきたいです。



かもだ通り商店街協同組合

代表者	代表理事 森田康之		
設立年月日	平成3年9月2日	組合員数	23人
所在地	鹿児島県始良市加治木町本町114番地		
主な事業	街路など商店街の環境施設の設置・管理、販売促進（イベント等）		
電話	0995-62-2505	F A X	0995-62-0321
URL	http://kamoda.co.jp/		

取 材

世代や性別の垣根を越えて、一致団結して将来について真摯に考える姿勢から強い結束力を感じました。

後 記

若い世代も芽吹き、先人たちがつないできた想いと新しいアイデアが創りだすこれからの未来がますます楽しみとなりました。

元気を出そう!

がんばれ
中小企業



“味に活かします、まごころと技術”を モットーに創業150年の歴史

藤安醸造株式会社 代表取締役社長 藤安秀一 氏



ふじやす しゅういち
藤安 秀一 氏

今回は、今年で創業150周年を迎え、県内有数の味噌・醤油づくりの老舗である藤安醸造(株)を訪れ、代表取締役社長の藤安秀一氏にお話を伺いました。

今年5月に業界団体である鹿児島県味噌醤油工業(協)の理事長に就任したほか、県内の食品製造業者等で組織する鹿児島県食品産業協議会の会長を務められ、業界並びに地域経済の発展に寄与されています。

■創業150周年を迎えて

当社は、明治3年に創業し、皆様のお力添えもあり150年もの間、事業を続けることができます。まさに地域の方々に支えられた150年であると思います。

主に味噌・醤油の生産・販売を行っていますが、私は仕事はやるからには楽しくないといけません。私は若かりし頃、威厳だけでは人は動かないと実感しました。仕事を楽しくれば、職場が明るくなります。明るい場所には自然と人が集まってきます。

しかし、楽しいことを「緊張感がない」と勘違いしてはいけません。やはり事業ですから、常に生き残りをかけています。「常在戦場」の精神で事業を行っています。



■ 藤安醸造のこだわり

創業当時から一貫してこだわり続けていることは、「おいしいものを提供する」ということです。やはり、口に入れるものは、味が美味しくないとは当然受け入れられません。おいしいものを作り続けることは難しいですが、地元で根付いた味づくりを心掛けています。昨今では、体に良い、健康に良いということで、様々な健康食品が出ましたが食品製造業はそれだけではなかなか厳しいのが現状です。

一番は「味」と話をしましたが、試食をする際は最初に色を確認します。視覚は最初に感じる情報なので、変色はないか確認します。次は異臭がしないか匂いを確認した後、最後に味の確認です。旨味成分等は分析数値である程度の把握は出来ませんが、最後は自分の味覚と風味を大切にしています。



熟成させる為の保存室



商品の生産ライン

■ 日本食文化の変化

現在の日本国内は西洋化が進んでいることもあり、味噌・醤油の国内消費は減少傾向です。原因は一概には言えませんが、米の消費量減少であると考えています。米はピーク時と比較して6割近く減少しており、高齢化が原因ではないかと思っています。味噌や醤油はあくまでも味を作るものなので、どうしても主食である米の消費量低下に連鎖してしまいます。しかし、これは仕方ありません。一度減少したものを増加させるのは至難の技であり、一筋縄ではいきません。そのため、どうやって消費量を増加させようか考えるより、減少している中で自社がどう生き残るかを考えることに視点を切り替えなければなりません。

日本国内消費は減少傾向ですが、海外では健康志向によりヘルシーな日本食はブームとなり、味噌・醤油の輸出量は増加しました。当社も複数の海外へ商品を卸しており、市場が海外へ移行したようにも捉えられますが、採算が合わず極端に売上が伸びることはありません。輸出に頼る経営策は長続きしないと思います。

食料品製造業だけでなく、どの業種も売上が減少傾向であることは確かですが、その中で利益を確保している企業はたくさんあります。商品開発や商品改良等を行い、付加価値を高めていくことは重要なことだと思います。

元気を出そう！がんばれ中小企業

■新商品開発のきっかけ

新商品開発は商品開発部が中心となって行いますが、きっかけは営業課員の日報からきています。当社はルート営業ですが、お客様から「こんな商品はある？」と質問を投げかけられます。やはり、お客様の生の声を直接聞くのは営業課員ですから、彼らの日報は毎日欠かさず目を通します。そこには、新商品のヒントが隠されています。商品のことだけでなく、些細な事でもいいので記載するように呼び掛けており、時には私自身で赤ペンを使い添削を行っています。

社長室の扉を常に開けているのも、従業員に何か聞きたい事や気になったことがあった時にすぐ呼べるようにするためです。そのおかげで情報の風通しが良く、コミュニケーションもとることが出来ます。

新商品を作ったからといっても、当然ですが売れるとは限りません。当社は提案営業を行うのでおいしい味噌や醤油を作ったと自覚していても、「こんな料理に使えますよ。おいしくなりますよ。」と用途がはっきりしないと売れないのです。そのため自社の商品がどんな料理と相性がいいのか把握する必要があります。



商品開発時の社内会議



分析機械を使い、味の研究、開発を行う

■人材育成について

人材育成について特別なプログラムはありませんが、従業員の質は重要視しています。食品製造を行っているので、商品の品質を保つことは最低限のことですが、電話対応や接客態度1つにしても質の良い行動を取るよう社内で徹底しています。

当社の会社理念は大きな1つの事柄から5つの行動指針として細分化し、「品質は何か」、「効果的な生産システムとは何か」、「顧客に対してどうあるべきか」、「サービスの質とは何か」、「人材とは何か」を示しています。メーカーだからといってモノの品質だけでなく、良識ある社会人として育て上げることによって、会社の品格である「社格」が上がると考えています。私自身も例外ではなく、経営の質を高めるため日々精進しています。



■ものづくり補助金の活用

加熱殺菌工程において、以前使用していたプレート式加熱殺菌装置では、プレート面への「焦付き」「エネルギーロス」等の問題があり、商品増産体制に対応できませんでした。また、新規取引先も決定していたので、ものづくり補助金を利用し、「改善されたプレート式加熱殺菌装置」を導入しました。導入により問題解決と省エネ対策が実現し、生産スピードも向上しました。



ものづくり補助金で導入した加熱殺菌装置

■鹿児島県食品産業協議会への参加

鹿児島県食品産業協議会（通称：食産協）に初めて参加したのは、当時社長であった父の代理として出席した時でした。現在は会長を務めさせて頂いていますが、初対面の方々や、様々な業種の方々と一堂に会する機会は早々あるものではありません。その点、食産協は面会の場を設けてくれますし、情報交換ができることが一番の魅力だと思います。また、限られた地域の中で、業種を問わない場に参加し、何かを吸収しようとする方は、比較的、経営に対し真摯な方が多い気がします。そのため私自身学ぶことも多く、切磋琢磨できると考えています。経営者を知れば取引もし易く、売る相手、買う相手にもなる可能性があるので積極的に参加しています。

最後になりますが、企業努力を行っても、すぐに花は咲かないかもしれません。咲かない時こそ下へ下へ根を張り、自身を磨き続けていこうと思います。

鹿児島県食品産業協議会	
会長	藤安秀一
設立	昭和52年10月
事務局	鹿児島県中小企業団体中央会内
会員数	54企業・団体（令和2年5月1日現在）
主な活動	食の安全・安心や多様化する消費者のニーズに対応するための商品開発・技術向上・販路開拓等をテーマとした研修会の開催や先進地視察研修や各種情報提供等を行う。

藤安醸造株式会社			
代表者	代表取締役社長 藤安秀一		
設立年月日	明治3年11月		
所在地	鹿児島市谷山港2丁目1番10号		
電話	099 (261) 5151	F A X	099 (262) 1357
URL	http://www.hishiku.co.jp/		
資本金額	2,800万円		
従業員数	67名		
業種	食料品製造業		
イベント等	毎年3月に、会社敷地内にて「ほれほれ祭り」を開催。（2020年はコロナの影響で中止）限定品の蔵出し味噌の販売や数々のイベント等で盛り上がります。		



取材
後記

子供の頃から当り前のように食卓にあった「ヒシク」醤油。しかし、その製造の背景には『良い物を提供したいという想い』と『お客様や従業員の声に耳を傾ける』という経営者の信念があったことを実感しました。暖かい人柄で、従業員に寄り添い、明るい職場環境作りをする藤安社長に、真のリーダーシップを見たように思います。

第65回 中央会通常総会



6月8日（月）、鹿児島市の「城山ホテル鹿児島」において、本会の第65回通常総会を開催しました。

今回の通常総会は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、会員の皆様には可能な限り書面での出席を依頼し、役員等による少人数での開催となりました。また、会場は席を1人掛けとし、演壇前にアクリル板を設けるなどの対策を施して実施しました。

開会にあたり、小正芳史会長は、昨年11月に本県において37年ぶりに開催した中小企業団体全国大会への関係各位のご協力に対してお礼を述べた後、『大きな期待と希望をもって迎えられた「令和」時代だったが、度重なる自然災害や消費税増税による内需の落ち込みにくわえ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、その船出は極めて多難なものとなった。特に、新型コロナウイルス感染症に関しては、全都道府県に「緊急事態宣言」が発せられるなど未曾有の危機に陥っている。国民の命や健康が脅かされるだけでなく、経営基盤が脆弱な中小企業は、存続そのものが危ぶまれる事態となっており、本会としても実効性・利便性の高い施策の早期実現を強く要望し、各種支援策の周知徹底と利用促進を図ってきた。現下の厳しい状況を乗り越えるため、引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業者に対する支援を最優先するとともに、「組合と共に明日を拓く中央会」の理念のもと、より一層の組合支援に努めていくので、ご支援・ご協力をお願いしたい。』と挨拶しました。

続いて、県知事表彰を行った後、岩重昌勝副会長を議長に議案審議が行われ、令和元年度事業報告及び決算報告、令和2年度事業計画並びに収支予算案等が審議され、原案通り承認可決されました。



挨拶を述べる小正芳史会長



また、任期満了に伴う役員改選が行われ、会長に小正芳史氏（鹿児島総合卸商業団地協同組合 理事長・再任）が選任され、併せて理事43名・監事3名が選出されました。

なお、総会終了後に開催された理事会では、副会長3名、常任理事5名、専務理事1名が選出されました。

【新役員一覧】

(敬称略)

役 職	氏 名	所属団体名
会 長	小 正 芳 史	鹿児島総合卸商業団地協同組合
副 会 長	秋 元 耕一郎	一般社団法人鹿児島県 LP ガス協会
副 会 長	岩 重 昌 勝	鹿児島県印刷工業組合
副 会 長	有 馬 純 隆	鹿児島県素材生産業協同組合連合会
専務理事	永 田 福 一	鹿児島県中小企業団体中央会
常任理事	有 村 興 一	鹿児島県蒲鉾協同組合
常任理事	河 井 達 志	鹿児島県商店街振興組合連合会
常任理事	西 川 明 寛	西川グループ事業協同組合
常任理事	羽 仁 正次郎	鹿児島自動車工業協同組合
常任理事	濱 田 雄一郎	西薩事業協同組合
理 事	荒 木 秀 樹	鹿児島県薩摩焼協同組合
理 事	有 村 住 美	鹿児島共同配車センター事業協同組合
理 事	安 栄 勉	鹿児島電気工業協同組合
理 事	池 田 純 一	協同組合鹿児島食品雑貨流通センター
理 事	梶 井 銀二郎	カコイ事業協同組合
理 事	川 口 利 昭	鹿児島県建築設計監理事業協同組合
理 事	久木田 弘	鹿屋本町一番商店街振興組合
理 事	河 野 直 正	大海酒造株式会社
理 事	後 藤 孝 行	鹿児島信用金庫
理 事	小 牧 隆	鹿児島市建設業協同組合
理 事	斎 藤 眞 一	株式会社南日本銀行
理 事	笹 田 隆 司	鹿児島県石油商業組合
理 事	澤 田 了 三	鹿児島県茶商業協同組合
理 事	芝 幸 宏	鹿児島県自動車車体整備協同組合
理 事	下 津 春 美	協同組合鹿児島ウッディホームビルダー協会
理 事	滝 山 健 一	鹿児島県川辺仏壇協同組合
理 事	手 島 博 久	奄美信用組合
理 事	堂 園 春 樹	鹿児島県中小企業団体中央会青年部会
理 事	鳥 部 敏 雄	公益社団法人鹿児島県トラック協会
理 事	永 倉 悦 雄	鹿児島相互信用金庫
理 事	中 園 雅 治	鹿児島県漬物商工業協同組合
理 事	中 原 浩 一	鹿児島県澱粉協同組合連合会
理 事	中 村 明 人	鹿児島県建築業協同組合
理 事	新 園 康 男	鹿児島県中古自動車販売商工組合
理 事	平 岡 正 信	天文館商店街振興組合連合会
理 事	福 山 康 洋	鹿児島市管工事協同組合
理 事	藤 安 秀 一	鹿児島県味噌醤油工業協同組合

役 職	氏 名	所属団体名
理 事	本 坊 修	宝星殖産協同組合
理 事	松 崎 秀 雄	鹿児島県コンクリート製品協同組合
理 事	松 山 澄 寛	株式会社鹿児島銀行 [新]
理 事	満 田 學	鹿児島興業信用組合
理 事	森 清 美	鹿児島県中小企業団体中央会女性部会 [新]
理 事	山 崎 洋	鹿児島県防水工事業協同組合
理 事	米 盛 直 樹	鹿児島県生コンクリート工業組合

監 事	徳 永 博 光	協業組合薩南浄水管理センター
監 事	尾 堂 友 紀	鹿児島県積ブロック工業組合
監 事	市 坪 孝 志	鹿児島県橋梁構造物塗装協同組合

顧 問	玉 利 半 三	元鹿児島県中小企業団体中央会会長
顧 問	岩 田 泰 一	前鹿児島県中小企業団体中央会会長
相 談 役	肥 後 勝 司	元鹿児島県中小企業団体中央会副会長
相 談 役	柳 正 保	前鹿児島県中小企業団体中央会副会長

栄えある受賞を心よりお慶び申し上げます

■鹿児島県知事表彰

長年にわたる中小企業組合発展への尽力と県内中小企業の振興に寄与した功績に対し、鹿児島県知事より2名の方々が表彰されました。なお、賞状は、知事に代わり、小正芳史会長より手交されました。

(順不同・敬称略)

氏 名	組 合 名	役 職
松 崎 秀 雄	鹿児島県コンクリート製品協同組合	理 事 長
市 坪 孝 志	鹿児島県橋梁構造物塗装協同組合	理 事 長



鹿児島県知事表彰（松崎秀雄氏）



鹿児島県知事表彰（市坪孝志氏）



■中央会会長表彰

本会では、例年、通常総会において中小企業組合の発展と組合運営及び中小企業の振興に寄与した方々に対して表彰を行っており、本年は、優良組合7組合、組合功労者17名、組合優秀事務局専従者6名、永年勤続従業員43名の方々のご功績が評価されました。

なお、表彰式につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、受賞者の皆様の安全を最優先に考慮し、自粛とさせていただきます。

永年のご功績に対し、栄えある表彰を受賞されますことを心よりお慶び申し上げますとともに、今後ますますのご健勝とご活躍を祈念申し上げます。

●優良組合（7組合）

(順不同・敬称略)

組 合 名	理事長名
鹿児島県砂販売事業協同組合	橋 木 義 信
栗野建設業協同組合	山 口 克 典
鹿児島県流通協同組合	黒 木 一 正
寿商店街協同組合	重 久 正 夫
薩摩中央飼料事業協同組合	中 村 敏 治
物流サポート協同組合	久木留 寛
鹿屋本町一番商店街振興組合	久木田 弘

●組合功労者（17名）

(順不同・敬称略)

氏 名	組 合 名	役 職
水 溜 政 典	鹿児島県漬物商工業協同組合	理 事
二 石 力	鹿児島電気工事業協同組合	副理事長
瀬戸口 裕 樹	始良伊佐電気工事業協同組合	理 事
正 和 仁	鹿児島県遊技業協同組合	監 事
園 田 浩 二	鹿児島県室内装飾事業協同組合	理 事
白 坂 裕 一	鹿児島県環境整備事業協同組合	副理事長
末 吉 順 年	鹿児島県タイヤ工業協同組合	理 事
戸 谷 満	協同組合特産品フレッシュ宮之城	理 事 長
有 村 博	鹿児島県橋梁構造物塗装協同組合	理 事
大 石 博 資	南隅地区生コンクリート協同組合	理 事 長
田 上 利 広	始良市管工事業協同組合	理 事 長
本 田 克 行	始良市管工事業協同組合	理事兼事務局長
瀬 戸 昭 男	鹿児島県澱粉協同組合連合会	理 事
原 田 正 人	鹿児島県畳工業組合	理 事
平 田 廣 志	鹿児島県板金工業組合	専務理事
詫 摩 紀 章	宇宿商店街振興組合	理 事
家 村 洋 一	宇宿商店街振興組合	監 事

●組合優秀事務局専従者（6名）

(順不同・敬称略)

氏 名	組 合 名	役 職
宮 田 久 美	指宿温泉旅館事業協同組合	事務局職員
大 平 堅 士 郎	鹿児島市管工事協同組合	工務技術部技師
田 中 さ お り	奄美大島南部生コン協同組合	事 務
森 山 裕 之	鹿児島県火災共済協同組合	総務課主事
金 井 顕 三 郎	名瀬港港湾運送事業協同組合	事務局長
本 山 真 弓	鹿児島県生コンクリート工業組合	事務局職員

中央会の動き

●永年勤続従業員（43名）

（順不同・敬称略）

氏名	組合名	会社名
東郷 めぐみ	鹿児島県建設業協同組合	豊明建設株式会社
重久 良一	鹿児島県建設業協同組合	国基建設株式会社
堀切 武士	鹿児島県建設業協同組合	坂本建設株式会社
小谷 年樹	鹿児島県建設業協同組合	福地建設株式会社
寺田 好弘	鹿児島県建設業協同組合	株式会社森山（清）組
前原 俊弘	鹿児島県建設業協同組合	株式会社森建設
森山 尚子	鹿児島県建設業協同組合	株式会社植村組
矢野 和也	鹿児島県建設業協同組合	ヤマグチ株式会社
片平 隆之	鹿児島県建設業協同組合	株式会社吉丸組
古田 孝子	鹿児島県建設業協同組合	藤田建設興業株式会社
横山 敏幸	鹿児島県建設業協同組合	株式会社岩澤組
野村 貞幸	鹿児島県建設業協同組合	丸福建設株式会社
東久保 佑一	鹿児島県建設業協同組合	株式会社新生組
平原 裕規	鹿児島県建設業協同組合	南生建設株式会社
福山 守	鹿児島県建設業協同組合	株式会社田代組
皆元 克代	鹿児島市管工事協同組合	テクノ冷熱株式会社
四元 政利	鹿児島市管工事協同組合	日新工業株式会社
窪 沙織	宝星殖産協同組合	本坊酒造株式会社
松島 真仁	宝星殖産協同組合	本坊酒造株式会社
泉 秀作	宝星殖産協同組合	株式会社サナス
片岡 太一	宝星殖産協同組合	株式会社サナス
吉永 正信	宝星殖産協同組合	株式会社サナス
福崎 敬文	宝星殖産協同組合	株式会社サナス
岩川 一貴	宝星殖産協同組合	株式会社サナス
石田 卓矢	宝星殖産協同組合	株式会社サナス
四元 祐輔	宝星殖産協同組合	株式会社サナス
有村 志保美	宝星殖産協同組合	株式会社サナス
鬼塚 廣裕	宝星殖産協同組合	株式会社サナス
前村 孝行	宝星殖産協同組合	株式会社サナス
岩下 文子	宝星殖産協同組合	株式会社サナス
有馬 真一郎	鹿児島木材産業協同組合	公益社団法人鹿児島県労働基準協会
塚原 孔司	鹿児島機械金属工業団地協同組合	株式会社稲盛機工店
井手上 均	鹿児島総合卸商業団地協同組合	株式会社小園硝子商会
米玉利 幸也	鹿児島総合卸商業団地協同組合	株式会社小園硝子商会
田中 瑞香	鹿児島総合卸商業団地協同組合	株式会社タイフク
有留 達也	鹿児島県茶商業協同組合	鹿児島中央製茶株式会社
柳元 繁秋	鹿児島県コンクリート製品協同組合	南州コンクリート工業株式会社
下玉利 吉広	協同組合鹿児島県鉄構工業会	三洋工機株式会社
上原 哲也	鹿児島共同配車センター事業協同組合	出水運輸センター株式会社
川畑 博文	鹿児島共同配車センター事業協同組合	出水運輸センター株式会社
瀬戸上 和志	鹿児島共同配車センター事業協同組合	出水運輸センター株式会社
久米 正雄	鹿児島共同配車センター事業協同組合	出水運輸センター株式会社
竹島 賢一	鹿児島共同配車センター事業協同組合	出水運輸センター株式会社

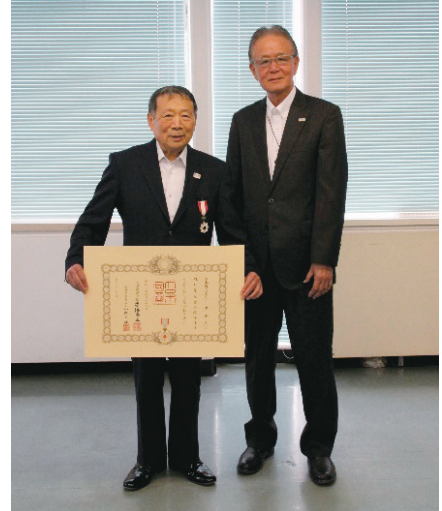
令和2年春の叙勲（中小企業振興功労）

～本会理事の下津春美氏が旭日双光章を受章～

4月29日付で令和2年春の叙勲が発表され、本会理事の下津春美氏（協同組合鹿児島ウッディホームビルダー協会理事長）が旭日双光章を受章されました。

栄典は、国家又は公共に対し功労のある方や社会の各分野における優れた行いのある方などを表彰するもので、30年以上の長きにわたり本会理事として中小企業組合活動を通じた業界発展等に対する功績等が称えられました。

なお、今回は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、皇居での天皇陛下下拝謁等の一連の行事が中止となったことから、小正芳史会長より勲記が伝達され、共に受章の喜びを分かち合いました。



中央会会議室で勲記を手にする下津春美氏

※令和2年春の叙勲・褒章における本県組合関係の方々につきましては、中小企業かごしま5月号（P16）をご参照ください。

異業種の事業者がコスト削減を目指し組織化

～スリーウィン協同組合が創立総会を開催～

4月28日（火）、スリーウィン協同組合（発起人代表株式会社 Belldan）が創立総会を開催しました。

同組合は、鹿児島市内の4事業者による組織化で、協同組合のスケールメリットを生かした消耗品の共同購買事業を実施することで、組合員のさらなるコスト削減に貢献することなどを目的に設立されました。

また、将来は、外国人技能実習生受入事業の実施を視野に入れています。

【組合プロフィール】

名 称：スリーウィン協同組合

所 在 地：鹿児島市金生町1番1号

組合員数：4人

主たる事業：共同購買、教育情報提供



組合設立をお考えの時は、豊富な設立支援実績を持つ中央会職員がお手伝いするので、気軽に相談してほしいです。

テーマ

第68回 「休眠組合の解散整理」について

長期間に亘って決算関係書類の提出を怠っていたところ、「休眠組合の解散整理の対象になる」との指導を受けました。休眠組合の解散整理とはどのようなものか教えてください。



はい！お答えします！

行政庁は、『正当な理由がないのにその成立の日から一年以上以内に事業を開始せず、若しくは引き続き一年以上その事業を停止していると認めるときは、その組合に対し、解散を命ずることができる。』とされています。（組合法第106条第2項、団体会法第5条の23第6項・第69条第3項、振興組合法第86条第2項）

具体的には、基準日（直近：令和2年10月1日）から遡って3年間に、所管行政庁に対する届出・許認可の申請等が一度もなされていない組合を解散命令対象組合とし、解散命令を発動するものです。

つまり、今回のように長期間に亘って決算関係書類の提出を怠っていると、行政庁に活動実態のない休眠組合とみなされ、解散を命じられる場合があります。

なお、組合は、『通常総会の終了の日から2週間以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面を行政庁に提出しなければならない。』とされています。



今年度は休眠組合整理調査を行う年になっているので、提出忘れがないか注意してほしいば〜

中小企業組合士試験問題にチャレンジ！



次の文章は、中小企業組合について述べたものである。設問1～5までの文中の ～ に入る最も適切な語句を語群①～③の中から選び、その番号を解答欄に記入しなさい。

(設問1)

組合員は各自1個の議決権と役員又は総代の選挙権を有している。この権利は、 の多寡に関わらず各組合員平等に1個であり、組合組織の具備すべき基本的な基準の1つである。

語群：①従業員数 ②出資口数 ③資本金

(設問2)

組合が行う共同事業のうち、いわゆる経済事業については、 又は手数料を徴収しうるが、非経済事業（教育情報提供事業、団体協約の締結等）についてはこれを徴収する手段がないため、これらに関しては経費として組合員に賦課し、組合全体として運営を行う必要がある。

語群：①使用料 ②運営料 ③管理費

(設問3)

出資は、金銭出資と現物出資とに区分されるが、共同経営体としての組合がその事業活動を行ううに必要欠くべからず 基礎となるべきものであり、組合が経済社会における信用を維持していくための一要素としてきわめて重要な意義を有するものである。

語群：①人的 ②共有的 ③財産的

(設問4)

議長は、 として総会の議決に加わることができず、さらに議長は自分が代理人となり議決権を行使することも、また、他の組合員の代理人になることもできない。

語群：①理事長 ②出席者 ③組合員

(設問5)

理事会の招集は、会日の1週間前までに通知を発してするものとされている。しかし、総会と異なり、定款において招集期間を短縮して差し支えない。また、 の同意があるときは、この招集手続を経ないで理事会を開くことができる。

語群：①理事全員 ②役員全員 ③監事全員

令和2年4月 情報連絡員報告

令和2年4月期における鹿児島県内45組合（傘下組合員数4,160社）の景況は次のとおり。

【前月比】

ほぼ全ての指標が悪化し、特に「売上高」、「収益状況」、「業界の景況」が前月より更に深刻化している。

新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的とした緊急事態宣言が発令されたことにより、県内経済は急速に悪化し、中小企業者が極めて厳しい状況にさらされている。

【DI値 前月比】

■DI値 前月比較

	前月	今月	比較結果
	令和2年3月	令和2年4月	
業界の景況	-27	-31	↓
売上高	-24	-31	↓
在庫数量	-8	-8	→
販売価格	-3	-9	↓
取引条件	-12	-14	↓
収益状況	-23	-30	↓
資金繰り	-19	-22	↓
設備操業度	-7	-10	↓
雇用人員	-8	-14	↓

【前年同月比】

全ての指標が悪化し、「業界の景況」、「売上高」、「収益状況」、「資金繰り」は15ポイント以上悪化した。

あらゆる業種に深刻な影響を与えており、過去経験したことのない社会経済活動の停滞に、悲鳴にも似たコメントが多数寄せられた。

【DI値 前年同月比】

■DI値 前年同月比較

	前年	今月	比較結果
	平成31年4月	令和2年4月	
業界の景況	-11	-31	↓↓
売上高	-9	-31	↓↓
在庫数量	-6	-8	↓
販売価格	0	-9	↓
取引条件	-2	-14	↓↓
収益状況	-7	-30	↓↓
資金繰り	-6	-22	↓↓
設備操業度	-2	-10	↓
雇用人員	-5	-14	↓

※ 比較結果(数値の範囲) ↑ = +10以上 ↓ = -9以下 → = 0 ~ +4 ↓ = -1 ~ -9 ↓ = +5 ~ +9

DI値とは、前月又は前年同月に比べ「好転・増加」したとする回答数から「悪化・減少」したとする回答数を差し引いた値です。

製造業

食料品（味噌醤油製造業）

3月に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響は顕著である。状況は更に厳しくなり、**食堂やレストランなどの業務筋の売上は前年に比較し半分以上まで落ち込んでいる**。外出自粛の中、スーパーや量販店での買い物が増加しているためか、量販店の売上は維持されているようだ。量販店との取引が少なく、個人客や地元の業務筋が主な顧客である組合員の今後の収益が懸念される。

食料品（酒類製造業）

(令和2年4月分データ) (単位:千円・%)

区分	H31.4	R2.4	前年同月比
製成数量	9,703.7	7,662.8	79.0%
移出数量	県内課税	3,761.6	86.4%
	県外課税	6,217.9	88.8%
	県外未納税	2,327.6	82.8%
在庫数量	231,086.4	220,733.6	95.5%

食料品（漬物製造業）

新型コロナウイルス感染症拡大による影響が甚大であ

る。特に観光土産店向け、ホテル向け業務用等が大幅に**落ち込んでいる**。GWを当て込んでいた注文も激減している。スーパー、コンビニ関係が幾分まだ良い程度である。

食料品（蒲鉾製造業）

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言が全国に発令された関係で、デパートや空港、外食産業の営業時間短縮及び休業したため、売上が大幅に落ち込んだ。日配品は5%の減少に踏みとどまったが**全体では、60%を超える減少となった**。特に**空港販売は前年の1割程度**となった。例年であれば、入学や就職シーズンで人の移動も多く、売上が上がる時期だけにダメージが大きかった。1日も早く終息して、安心して生活を送れる日々に戻りたい。

食料品（鰹節製造業）

新型コロナウイルス感染症の影響で、レストラン、食堂等が自粛ムードにより消費が落ち込んでいる。この



ため、**操業せず休業している工場も出始めた**。従業員の賃金は支払わなければならない、業界に不況の嵐が吹き始めている。

食料品（菓子製造業）

新入学や進級の季節だったが、新型コロナウイルス感染症による自粛の影響で、高単価の商品は出なかったようである。**土産店やデパートに卸しているところは厳しい一方、路面店は自宅での消費が多かった**ようで、それなりの売上を出していたようである。

食料品（茶製造業）

共販実績は前年度売上対比81%（前年同月売上対比80%）。**販売数量に変化はないが、単価が下がっている**。

大島繊維物製造業

新型コロナウイルス感染拡大の影響で**売上が8割程度減少**している。今後、ますます影響が深刻化するおそれがある。

本場大島繊維物製造業

4月の生産反数は255反となり、**前年同月比で同数**となった。

木材・木製品

世界的に猛威を振るう新型コロナウイルス感染拡大の影響から、**原木素材、製品製材共に極めて低調で近年にない鈍い荷動き**となった。感染が終息せず景気回復が長引けば、取引価格が低迷し、木材全般の需給バランスが崩れかねない危機的状況を迎える。

木材・木製品

住宅着工は新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、**受注の見通しが不透明で、製材製品の荷動きの逼迫感はなく需要の回復が見通せない状況**にある。スギ、ヒノキの丸太価格については、全体的に前年同月比で価格を下げている状況にあり、弱保合いになっている。製材各社とも製材品の在庫は確保しているものの、住宅着工が若干伸び悩んでいることから、一段と価格面で厳しい状況となっている。また、プレカット業界につ

いても例年に比較し、4月の受注は減少しており今後の住宅新設着工の動向が注目される。

生コン製造業

4月度の総出荷量は107,196立米（対前年比102.9%、うち官公需は49,617立米（同比138.0%）、民需57,579立米（同比84.4%））で**官公需が増加、民需が減少**となった。増加した地域は9地域（増加率の大きい順に、宮之城315.1%、串木野295.6%、屋久島294.4%）で、残り7地域が減少（減少率の大きい順に喜界島54.0%、種子島60.3%、沖永良部71.8%）となった。なお、鹿児島地域は、対前年度比で官公需153.2%、民需81.4%の合計96.8%となっている。

コンクリート製品製造業

4月度の合計出荷量は4,902トンの前年同月比168.3%で、**半年ぶりに前年度同月比を上回る結果**となった。該当したのは全地区であり、**特に鹿児島地区、始良・伊佐地区、熊毛地区は倍増**した。4月度の受注も増えており、今後の受注増に期待したい。

鉄鋼・金属（機械金属工業）

新型コロナウイルス感染拡大やオリンピック開催延期等による景気後退が見積依頼件数の減少で感じ取ることができると**工事の取り消しや先延ばしの話題も耳にする**ようになり、景況感が悪化している。気持ちを前向きに、今できることを頑張るしかない。

畳製造業

新型コロナウイルス感染症の影響で**仕事が少なくなってきている**。特に従業員を多く抱える畳店は、大変になっている。

印刷業

新型コロナウイルス感染の問題が依然として経済に甚大な影響を与えている。また、出口の見えない現在の状況が、一層社会を不安に陥れている。**印刷業界に限らず、今後も深刻な問題が続くことを踏まえて、事業や社会生活に臨んでいかなければならない**。

非製造業

総合卸売業

新型コロナウイルス感染拡大の影響は、組合員の多くの業種に及んでいる。**現時点で収束する見通しも立たず、更なる支援策を望む声が聞かれる**。

水産物卸売業

前年同月比で、数量が85.7%、販売金額が92.0%、販売単価が107.3%で推移した。**新型コロナウイルス感染症の悪影響が如実に表れ始め、経営的にも強い危機感が出始めている**。今後、一層厳しい現実が待ち構えているだろう。

燃料小売業（LPガス協会）

5月積み中东産の液化石油ガスはプロパンが340ドル（前月比+110ドル）、石油化学原料のブタンは340ドル（前月比+100ドル）と大幅に上昇した。**原油市況が新型コロナウイルス感染拡大の影響で暴落する中、大きく乖離して上昇**した。インドの需要が堅調で、全土封鎖により家庭向け需要が大きく伸びたことが一因。その他中国は供給のタイト感、インドネシアの需要増も影響したものと推定される。小売価格への影響も予想される。

中古自動車販売業

新型コロナウイルスの感染拡大により、中古車輸出も打撃を受けオークションでは**相場が暴落し、全国的に成約率が大幅に落ち込んでいる**。販売も外出自粛で来店客が激減する等オークション流通への影響は過去最大級となり、非常に厳しい状況である。新型コロナウイルス感染症の早期の終息を願うばかりである。

青果小売業

売上は前年同月比で95.5%であった。緊急事態宣言が発令されて以降、指宿方面のホテル向け納入は皆無となった。また、鹿児島市の繁華街向けについても、**飲食店やホテル等がこれまで同様の営業ができなくなり、小売業者も窮地に陥っている**。軒並み売上が減少している。緊急事態宣言が解除されたとしても、当面は元の状態に戻らないと考えられるため不安でしかない。

農業機械小売業

農業従事者の高齢化と農産物価格の低下により、売上が減少している。

石油販売業

原油は OPEC プラスの協調減産決裂から見直しが図られたものの、この経済下での需要減は止まらない。国内においても、新型コロナウイルス感染拡大の予防策として「緊急事態宣言」が発令され、種々の自粛規制の影響などで、石油製品需要は激減した。今は、国難とも言えるこの状況乗り越えることが先決であることから、感染予防対策と安定供給に支障のない範囲の営業短縮・休業を実施中である。

鮮魚小売業

新型コロナウイルス感染拡大を防ぐため緊急事態宣言が出され、県の休業要請を受け、休業や時間短縮に応じる店が増加した。観光地や繁華街では、客足が途絶えたことにより、魚があっても販売先（飲食店やホテル）がない状況となった。一方で、内食が増加しスーパー向けは売上が確保できた。いずれにしても、状況はますます厳しくなっている。

運動具小売業

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、3月からのスポーツ大会や部活動の中止、休校などで相当に仕事量が減少した。また、県からの休業要請もあり、店頭販売での売り上げも大きく減少している。各企業で様々な補助金等の支援策の情報収集に努めている。

商店街（始良市）

新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、国や県からの営業自粛、外出自粛により商店街も閑散としている。

商店街（鹿屋市）

飲食業の店舗は25日以降はほぼ全店休業もしくはテイクアウトでの営業をしていた。新型コロナ感染症による影響は、商店街全店に波及し、今後も大きな売上減少を強いられると思われる。

商店街（鹿児島市）

新型コロナウイルス感染拡大の影響で買物客をはじめとする通行量の減少に加え、休業もあり厳しい状況にある。

サービス業（旅館業 / 県内）

新型コロナウイルス感染症の影響は甚大である。組合内外の宿泊業はほぼ休館している状況。

測量設計業

新型コロナウイルス感染拡大による大きな変化は特にない。しかし、組合員企業では、出勤を当番制にしたり電話対応の社員のみが出勤する体制を取っているところもある。連休明けの更なる影響が心配である。

旅行業

県より発表された新型コロナウイルス感染症に関する休業要請・営業時間短縮協力要請についての問い合わせが組合員より多く寄せられた。休業要請に伴う協力金の支給対象要件が100平米以上の店舗との限定があり、当組合の中で、その条件を満たしているのは5社にも満たないため、なぜこのような条件を課せられるか疑問を感じざるを得ない。特段、補償もないということで八方塞がりの状態である。教育旅行等も秋口から冬にかけて2度目の移行をしつつある状況である。雇用調整助成金含め、とにかくスピーディーな対応を願うばかりである。

建築設計監理業

新年度に入ったが、一部の公共団体を除き設計委託業務の入札はまだ行われていない状況である。また、昨年度の新設住宅着工戸数が公表されたが、5年ぶりに1万戸を下回る結果となっており、今後もしばらくは厳しい状況

が続くことが予想される。一方、組合では、県外事務所とのJVでの設計業務が4月から始まったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、当初計画よりも既にスケジュールが遅れ気味となっている。

自動車分解整備・車体整備業

新型コロナウイルス感染拡大防止を目的に、緊急事態宣言が全国に拡大された。この為、車検証の有効期間が更に延長されることとなったが、4月の車検台数の状況はわずかな減少に止まったようだ。

電気工事業

新型コロナウイルスの感染拡大の影響が、新築及び改築の見積り依頼が少なくなりつつある。また、建設現場において、他の職種についていた人々が職を求め関東や関西より流れ込んでいるようであり、感染リスクの懸念の声が聞かれる。

造園工事業

今年度当初は、例年通りで推移した。一方、公共機関の維持管理業務委託の発注も行われているものの、業界を取り巻く環境は厳しい。限られた件数で競合するため、受注できたとしても薄利の状況である。新型コロナウイルス感染拡大は、売上に直接影響を与えるわけではないが、民間経済が落ち込むことで、そのしわ寄せが造園業界にも波及してくる。また、感染者が出ることで業務遂行が困難になるため、死活問題となる。早い終息を願うばかりである。

管工事業

新年度になり工事が一段落したため、全体的に落ち着きが見られる。2月中旬より新型コロナウイルス感染拡大の影響により、トイレやキッチン、バス、エアコン製品の受注が停止されていたが、概ね改善されてきた。

建設業（鹿児島市）

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、各種試験及び各種講習が延期又は中止となっている。また、建設関連団体の総会シーズンだが、総会は開催されるものの、例年開催する懇親会は中止となっている。事業実施にあたっては、新型コロナウイルスの影響は少ない。

建設業（南さつま市）

南薩地区（南さつま市、南九州市、枕崎市）の公共事業の発注額は、前年同月に比較し、大きく減少した。県の発注工事がほとんどなかったことが、要因に挙げられる。新型コロナウイルス感染拡大の影響は建築において若干見られるものの、土木においては見られない。

貨物自動車運送業

県下165運送事業者の燃料の購買動向は、前月と比較して98.13%の減少となり、前年同月と比較して97.47%の減少となった。

運輸業（個人タクシー）

売上は前年同月比で7割減少した。人の動きに左右される旅客事業であるが、この不況はこれまでに経験のない事態である。国や自治体の対応力が問われている。出口が見えない分不安である。

運輸・倉庫業

県内配送の生鮮品や食料品の物量は例年並みであったが、雑貨関係は大幅に落ち込んだ。長距離便は、下り荷物が無い状態で車両余りとなり、料金単価も下がった。燃料価格が大幅に下がって助かっているが、売上の減少が響いている。

令和2年5月 鹿児島県内企業倒産概況

(負債額1,000万円以上・法的整理のみ)
(株)帝国データバンク 鹿児島支店

件数6件 負債総額72億5,200万円

〔件数〕 前年同月比2件増 〔負債総額〕 前年同月比3,053%増

ポイント

～大型倒産の発生で負債総額が前月比、前年同月比ともに大幅増となる～

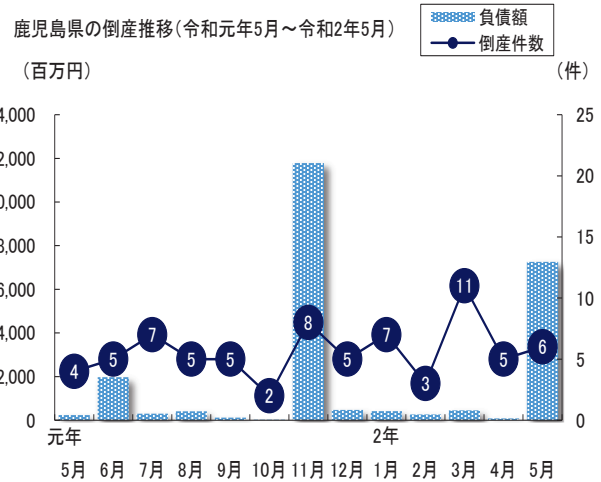
- ◆鹿児島県の5月の倒産件数は6件で、前月比1件増、前年同月比2件増となった。負債総額は、特別清算となったD(株)の負債額70億円の発生により、前月比、前年同月比ともに大幅に増加した。負債総額が50億円を超えるのは、(株)B(負債額109億4,400万円)が破産した令和元年11月の117億8,200万円以来となる。なお、鹿児島県の新型コロナウイルス関連倒産は、(有)C(負債額2,000万円)の1件である。
- ◆負債額別では6件中、4件が5,000万円未満で、引き続き小規模倒産が多数を占めた。
- ◆業歴別、地域別に偏りはなかった。

【今後の見通し】

鹿児島県の5月の倒産件数は6件で、前月、前年同月と比べ増えたが低水準である。負債総額は大型倒産1件の発生により多額となったが、残り5件の負債額は小さく、小規模業者の倒産が続いている状況に変わりはない。新型コロナウイルス関連倒産動向については(有)Cの1件が発生した。

帝国データバンクが毎月行っている「TDB 景気動向調査」によると、鹿児島県の5月の景気DIは29.0で前月より0.6ポイント改善した。4カ月ぶりの改善であり、業別別景気DIでは「その他」を除く9業界中、「農・林・水産」、「卸売」、「小売」、「運輸・倉庫」の4業界で改善となった。「巣ごもり特需」の恩恵があるものと思われるが、全体としてはマイナスの影響が大きく、企業からのコメントを見る限り、景況改善の実感はない。

令和2年5月29日に(株)九州経済研究所が発表した「県内景況」によると、「全体として極めて弱まっている」との判断を示した。生産活動は電子部品の一部で回復の兆しがあり、2月のかつお節生産は4カ月連続で前年を上回ったが、3月の焼酎生産は7カ月連続で前年比減、



4月の紙パルプ生産も12カ月連続で前年を下回るなど一進一退だった。畜産関連は4月の子牛出荷頭数及び価格、肉用牛(和牛)枝肉価格、ブロイラー相場(むね肉)は前年を下回った。3月の百貨店・スーパー販売は飲食料品が増えたが、衣料品が減少し全体では3カ月ぶりに前年を下回った。観光関連は、4月の主要ホテル・旅館宿泊客数は新型コロナウイルス感染拡大の影響で全ての地区からの入り込みが減少し、12カ月連続で前年を下回った。

5月は大型倒産の発生により負債総額は多額となったが、倒産件数は低水準であり、小規模業者の倒産が主体となっていることに変わりはない。新型コロナウイルス関連倒産も1件のみとなり、厳しい営業環境の中で耐え凌いでいる状況が窺える。しかし、緊急事態宣言が解除となり、全国で経済活動が再開されつつあるが、新型コロナウイルスの感染状況を含め、先行き不透明な状況である。景気回復も相当の時間がかかると見られ、倒産発生は今後増えることが想定されるため、状況は注視していく必要がある。

令和2年5月 主な企業倒産状況(法的整理のみ)

企業名	業種	負債総額(百万円)	資本金(千円)	所在地	態様
(株)Q	労働者派遣	30	5,000	霧島・始良地区	破産
(有)C	葬祭用返礼品・ギフト品卸売	20	3,000	南薩地区	破産
I(有)	建築工事	10	5,000	奄美市	破産
(有)D	とび・土工工事	12	5,000	鹿児島市	破産
D(株)	元・外航貨物海運	7,000	88,000	鹿児島市	特別清算
【個人】	飼料卸	180	-	北薩地区	破産申請

※主因別では、「販売不振」5件、「その他」1件。

令和元年度補正「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（一般型／3次締切分） 新型コロナウイルス対応として補助金額に上限50万円の上乗せが可能に！（「事業再開枠」創設）

ものづくり補助金は、中小企業・小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更（働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等）等に対応するため、中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援するものです。第3次締切では、「特別枠」に定額補助で上限50万円の別枠（事業再開枠）上乗せが設けられました。

特別枠とは…

新型コロナウイルスの影響を乗り越えるため、経費の6分の1以上を

サプライチェーンの毀損への対応（製品供給継続のための設備投資等）【A類型】

非対面型ビジネスモデルへの転換（非対面・遠隔サービスに必要な投資）【B類型】

テレワーク環境の整備（テレワークに必要なシステム構築等）に投資する場合【C類型】

メリット①…補助率を1/2→「A類型：2/3」or「B類型・C類型：3/4」に引き上げ

メリット②…特別枠で不採択になっても、通常枠で優先的に採択

メリット③…補助事業で開発する製品・サービスの広告作成や媒体掲載等、広告宣伝・販売促進費も対象

メリット④…感染症防止対策（※）の最大50万円・定額補助の事業再開枠を上乗せ可能

※消毒液・アルコール液等の購入、マスク・フェイスシールド等の購入、清掃作業の手袋・ゴミ袋・石けん・洗浄剤・漂白剤の購入、飛沫対策の亚克力板等の購入・施工、換気設備（換気扇、空気洗浄機等）の購入等

第3次締切：令和2年8月3日（月）※申請は、電子申請システムでのみ受付ですのでご注意ください。
詳しくは「ものづくり補助金総合サイト」をご覧ください。http://portal.monodukuri-hojo.jp/

P.54 組合のスペシャリストを目指そう！ ～中小企業組合士試験問題にチャレンジ～

解答

A② B① C③ C③ E①



中小企業かごしま

（令和2年度 活性化情報第1号）

発行人：鹿児島県中小企業団体中央会
会長 小正芳史

〒892-0821

鹿児島市名山町9番1号 県産業会館5階

TEL：099-222-9258

FAX：099-225-2904

HP：https://www.satsuma.or.jp/

印刷所：斯文堂株式会社

写真協力：城山ホテル鹿児島

今月の表紙

城山ホテル鹿児島 ホテル客室点灯応援メッセージ

城山ホテル鹿児島では、ホテル臨時休業期間中（4月26日～5月31日）、新型コロナウイルスの一日も早い収束を願い、客室照明を利用した応援メッセージが表示されました。「HOPE（希望）」や「RISE（昇る）」という文字には、収束に向けて少しずつ希望の光が見え始め、明けない夜はないという思いが込められています。

その他、公募により応募のあった133件のメッセージから「キバレ」「LOVE」の上位2つの文字が選出され、多くの方が勇気づけられました。

